



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中世ノルマンディにおける『ブール』の分布とその意義
Author(s)	井上, 泰男
Citation	北海道大學文學部紀要, 23, 231-299
Issue Date	1975-03-27
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33391
Type	departmental bulletin paper
File Information	23_PR231-299.pdf



中世ノルマンディにおける『ブル』の分布とその意義

井 上 泰 男

序 言

一、前 提——予備的考察と見透し

- (1) 公領史の諸局面
- (2) 「ブール」の概念と性格

二、ブールの多義性とノルマンディの場合

- (1) ブールの多義的性格
- (2) 都市的ブール
- (3) 修道院ブールと城砦ブール

三、西ノルマンディの農業植民とブール

- (1) カーン平野部
- (2) ボカージュ地方

結 言

中世ノルマンディにおける『ブール』の分布とその意義

井 上 泰 男

序 言

本稿は中世（とくに十一～十三世紀）ノルマンディを対象として、古い定住形態（*civitas, vicus, villa*）と区別されるあらたな定住形態、すなわち「ブール」（*burgus, burgum*）の名で知られる都市的・農村的集落の時間的・空間的分布について検討し、その歴史の意味を考察しようとするものである。その場合、とくに西ノルマンディの農村ブールの意義を、この地方の農業植民史との関係においてあきらかにすることに重点がおかれることになろう。

ところで、このような課題は「ノルマンディ公領」というきわめてオリジナルな一つのプランシボートの形成・確立の過程と不可分に結合しており、したがってまた、この公領史における政治的・社会的・経済的・宗教的なさまざまな局面と密接にからみ合ってくることになる。筆者は先に西北フランスのブールの研究史的考察を行なったさい、定住の「核」の種類により、「都市郊外ブール *bourg suburbain*」、「修道院ブール *bourg monastique*」、「城砦ブール *bourg castral*」、「農村ブール *bourg rural*」という四類型を指摘しておいたが、このようなブールの多義性も、当然

中世ノルマンディにおける『ブル』の分布とその意義

右の諸局面とのかかわりで理解されなければなるまい。こうした点については、さしあたり一章において、必要な限りで、予備的な考察を加えることにしたい。⁽²⁾

次に、本稿で利用した史料について若干説明しておこう。

第一に『ノルマンディ慣習法集 (*Contumiers de Normandie*)』について。これはブルやブルジョア、あるいはブルガージュ土地保有の法的条件を検証する上で、不可欠の基礎史料になる。この法史料については、E・ジョゼフ・タルディフ (E.-J. Tardif) によるテキスト・クリティックが行われ、二巻三冊として、十九世紀末から二十世紀初頭にかけて刊行された。このうち (*Le Très Ancien Contumier de Normandie*, 1881) と題された第一巻は、最初の六五章は一一九九年又は一二〇〇年、残りの二六章は一二二〇年の作製になる、とされている。つまり、この法典編纂は、二つの異った性格と時期の法源の合成に他ならぬ。⁽³⁾ 一方厳密な体系化で知られる第二巻の (*La Summa de Legibus Normannie*, 1896~1903) は、おそらくは一二三五年、あるいはおそくも一二五〇~一二六〇年の一〇年間のうちに作製された、と解釈されている。⁽⁴⁾ 第二に『オルデリック・ヴィタールの教会史 (*Orderici Vitalis Historiae ecclesiasticae*)』について。Orderic Vital (一〇七五~一一四三) は、ノルマンディのリジュー (Lisieux) 司教管区の Ouche ないし Saint-Evroul 修道院で修学した聖職者で、彼の旅行の見聞を織りまぜた教会史は、ル・プレヴォ (A. le Prevost) の監集のもとに、一八三八年から五五年にかけて、十三冊本として刊行されており、十二世紀はじめ頃のノルマンディ社会についての貴重な記述を提供してくれる。⁽⁵⁾ 第三に、比較的最近刊行された非常に便利な史料集に『ノルマンディ諸公法令集 (*Recueil des Actes des ducs de Normandie* (911-1066), Caen, 1961)』がある。これは、パリのエコール・デ・シャルト出身のマリー・フォルウ (Marie Fauroux) 女史の十年余にわた

る辛苦の結晶で、一点ごとに綿密な考証が行われており、また巻末にはミユッセ教授のインデックスが付されている。コンケスト以後の公的文書としては、ドリール (L. Delisle) やベルシエ (E. Berger) 共編の『ヘンリー二世 (プランタジネット家) 法令集 (*Recueil des Actes de Henri II*, 4 vol. 1909-1924.)』が著名で、利用価値も高い。以上の刊本史料を補うものとして、パリの国立図書館 (Bibliothèque Nationale) 並びに国立古文書館 (Archives Nationales)、及びカーン市のカルヴァドス県古文書館 (Archives du Calvados) に保管されている諸史料、とりわけ各修道院記録集、並びに多くの地方的個別研究から収集できる史料があり、それらが全体として本稿の典拠になっている。

注

(1) 井上泰男「西北フランスの『プール』について——その研究的考察——」(堀米庸三編『西洋中世世界の展開』、七三

—九四頁、一九七三、東大出版会)

(2) ノルマンディ公領史について概括的展望を得るのには、E・ブリヴァ (Privat) 社から出版されている地方史叢書『Univers de la France』(これについては、筆者の紹介「地域史と比較史——西洋中世史研究的方法的反省——」(『史学雑誌』八二ノ二、参照) 中の *Histoire de la Normandie*, Toulouse, 1970. が便利である。ヤベール L. Musset 執筆の IV 章、M. de Boüard 執筆の V 章、VI 章、並びにそれぞれの章の末尾に付されているビュリオン・ラフイが参考になる。

北大文学部紀要

(3) *Le Très Ancien Coutumier de Normandie* (略称 T.

A. C. N.) について、ジュネスタルは、フィリップ・オーギュストがノルマンディ征服後間もなくこの地方の法慣習を確定し、法典として編纂するために公的調査を命じた結果できたものと、長い間考えられてきたが、タルディフによつて、それが一方であらゆる公的性情をもたない私的編纂事業であり、他方で二つの異つた性格と異つた時期の法源から合成された仕事であることが明らかにされた」と述べている。R. Gênestal, *La tenure en bourgage dans les pays régis par la coutume de Normandie*, Paris, 1900, p. 10.

(4) J. Yver, *Les caractères originaux de la coutume de Normandie «Mémoire de l'Académie de Caen»* 1952, p.

中世ノルマンディにおける『ブル』の分布とその意義

314.

(5) Orderic Vital の『教会史』については、現在ロンドンの出版社から M. Chibnall の校訂・翻訳による新版(第一巻、

一九六九年)が刊行中であるが、本稿ではもっぱら Prevost 版に依拠した。

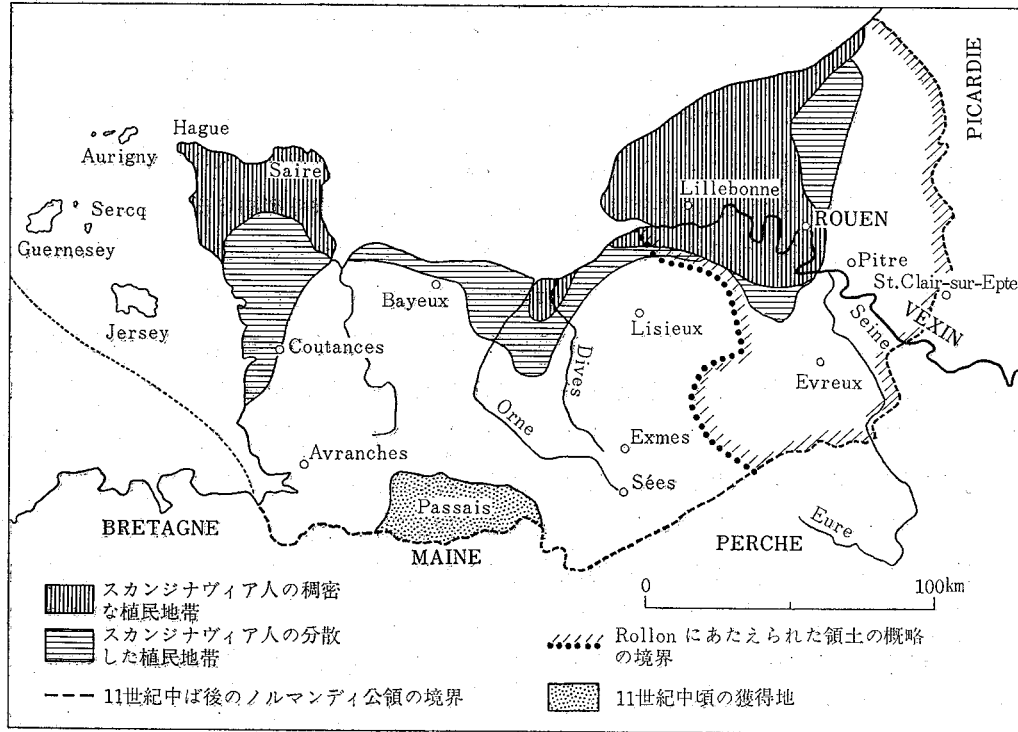
一、前提——予備的考察と見透し

ノルマンディにおけるブルの時間的・空間的分布について検討するにあたり、とくに二つの点において、予備的な考察を加えておきたい。その一つは、ブルの多義性との関連において、ノルマンディ公領史の諸局面について若干の概略的な説明をあたえておくこと、他の一つは、史料操作の問題とも関連するが、ブル、ブルガージュ、ブルジョアといった基本概念について、多少の検討をおこなっておくこと、がこれである。その上で、ブルの分布についても、あらかじめ全般的な見透しを提起しておきたいと思う。

(1) 公領史の諸局面

先ず第一に指摘したいのは、政治的・軍事的局面についてである。スカンジナビア系住民の定住密度については、第1図に見られるように、セーヌ下流と海岸地方において稠密であり、このことは公領の政治的統一の問題と密接なかわりをもっている。かつて H・プレントゥー(H. Prentout)が指摘したように、⁽¹⁾ノルマンの侵入者たちの第一の波は、おそらく東・ノルマンディを占領することに限られていた。サン・クレール・シュール・エプテ条約(九一一年)によって、ロロがシャルル単純王^{ムサンズ}から割譲された領土の範囲は、ほぼ現在のセーヌ・マリティーム県とユール県に対応していたようである。これは何よりも軍事的必要によるもので、おそらくはロロは海岸マルクの防衛

第1図 ノルマンディ公領の形成
(資料: *Histoire de la Normandie*, 1970.)



中世ノルマンディにおける『ブル』の分布とその意義

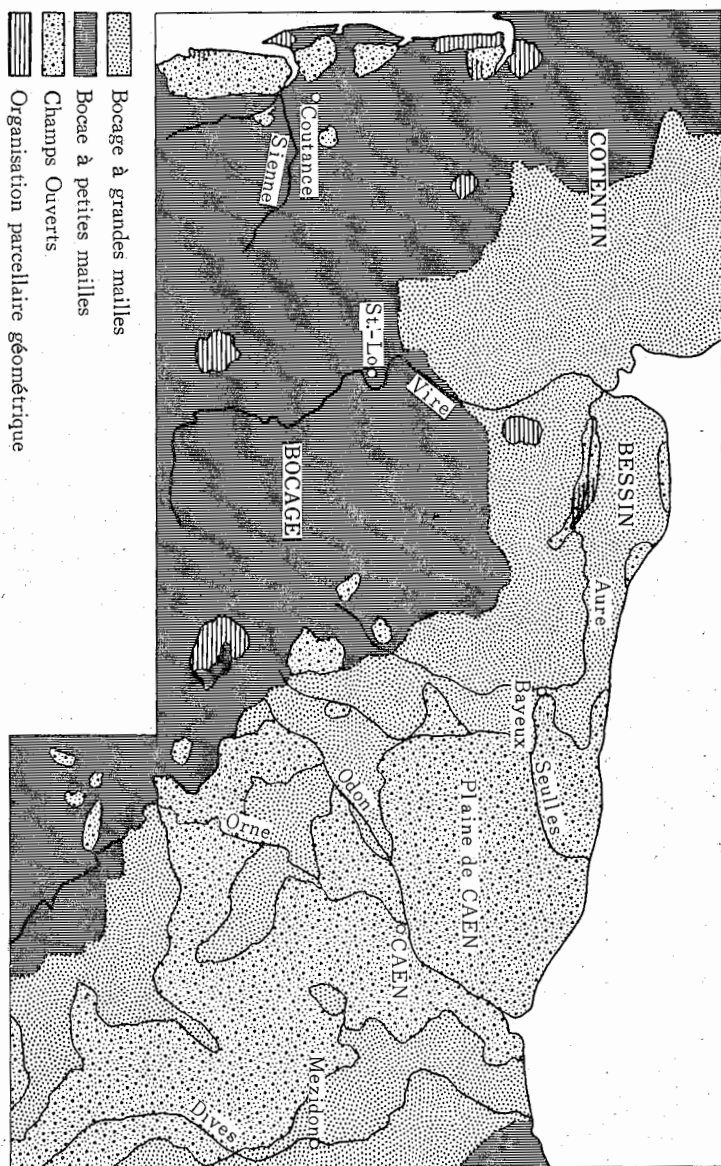
を委ねられたルーアン伯にすぎなかった。バス・ノルマンディのブサン (Besin)、『コタンタン (Cotentin)』、『アヴランシュ (Avranches)』の諸地方は、九三三年、フランス王ラウールによってギヨーム長剣公に「北海の川口に位置するブルトン人」の土地が授封された結果、はじめて公領に結合されたのである。しかし、実際には十世紀を通じて侵入者たちの第二の波（その大部分はイギリスから西ノルマンディへ渡来したスカンジナビア人と云われる）の緩慢な浸透が経続して行われた。こうして公領の東西両部分の不協和音は十一世紀中頃まで解消せず、西部の反乱、ディエヴ (Dive) 川以西の司教管区における教会組織の危機が見られた。さらにロアール川流域への出口である西南部国境地帯は、リシャール二世の時代にも不安定であった。⁽²⁾ ルマリニエ (J.-F. Lemaignier) も指摘しているように、ノルマンディ公の権力の確立は、ブルトン人やルマン人に対する軍事的配慮から形成された Mortain や Bellême などの公領西南部の辺境領の存在に負うのであり、⁽³⁾ これらの辺境領は緊密にノルマンディ公の後見権に服していた。ノルマンディの城砦ブルの発展は、このような辺境領の組織化と密接に関係している。こうして比較的短期間のうちに、ルーアン伯にすぎなかったノルマンディ公は、広大なブラシンポートの統一的支配者として、おそらくは大きな断絶なしに、カロリング王権の遺産を継承することに成功した。政治権力や裁判権の広汎な分散、慣習法の地方的個別化といった封建フランスのアナーキー的状况の中で、ここノルマンディでは異例ともいえる中央集権的支配体制が確立される。高次元における裁判権の集中、シャテルニーの権力組織の欠落、などに表象される強力な領域的支配の確立——それはギヨーム庶子公（征服王）の治下で完成される。また、統一的なノルマンディ慣習法が結晶化されたのも一一世紀半ばすぎ（一〇四八〜四九一—一〇七八〜九〇）とされている。まことに「ノルマンディ慣習法の統一は、領域的統一に対応する権力の統一」（ルマリニエ）を表現するものに他ならない。⁽⁴⁾

第二に社会Ⅱ経済的局面について。ノルマンディ公領の特徴的な社会構造として知られているものに、農奴制の欠落と、各種の社会層による多様な土地保有制の存続がある。⁽⁵⁾ フランク時代から十一世紀にかけて、この地方の荘園領主制について本格的な研究を行ったL・ミュッセ(L. Musset)の論文によれば、イルミノン修道院長資財帳(*polyptyque d'Irminon*)で有名なコルボン地方のような分散所領は、特殊な例外的ケースであり、九世紀の史料は、村落と荘園の不一致よりも、むしろその同一性を示しているようである。すなわち、当時のノルマンディの荘園制は、パリ盆地の北・東・中央部の平野を支配していた古典荘園制の西の辺境であった、と考えられる。しかもヴァイキングの侵入によって、ノルマンディの所領の多くはその所有者が変わったにもかかわらず、このフランク的Ⅱ古典的土地領主制は恒常的に維持されたようである。それにもかかわらず、イール・ド・フランスでは「九世紀らしい、かつて二つのカテゴリーに分かれていたマンスは、単一のカテゴリー、すなわち農奴的保有地(*tenure servile*)に混同されていった」(ペラン)⁽⁷⁾のに、ノルマンディでは、(*villainages*) (*bordages*) (*vavassories*) といった各種のカテゴリーの保有地が、十二世紀においてもその古い相異を残していた。したがって、農村領主制の発展は、ノルマンディと(小)フランスとは十世紀までは一致していた。しかし、この時期をすぎると、「ノルマンディはその古い状態を凍結したのに、フランスの領主制は急速に変化した」(ミュッセ)ということになる。ノルマン人の侵入の影響は、パリ盆地の農村領主制の変化からノルマンディを脱落させ、それによって、ここでは時代おくれの農業構造の形態を維持せしめる、という逆説的な現象をひきおこした。この現象は、十世紀から十一世紀にかけて、古典荘園制の再導入という形でノルマンディ社会の再建が行われたという仮説を認めるのでなければ、容易に説明がつかないように思われる。⁽⁸⁾ なお、十一・二世紀のノルマンディにおける都市Ⅱ農村関係について一言しておくと、貨幣や市場が農村経済に

浸透する一方で、都市民の中には農村からの流出者が見られ、主要都市でも十二世紀に耕作農民が存在していた。多少とも特権的な集落としてのブルが、都市と農村の双方にかかわっていることは、フランスの他の地方と異ならない。⁽⁹⁾ 特色的なことは、十一世紀から十三世紀はじめまで継続するブルの建設は、ノルマンディ社会再建の一側面を表現しており、とりわけ都市郊外ブルと農村ブルの大部分が修道院と結びついていたことである。そこにロロの洗礼以後、東ノルマンディから西ノルマンディへ徐々に進行していった修道生活の再興の波動を読みとることができよう。⁽¹⁰⁾

第三に土地制度の局面について。ノルマンディ公領は土地の構成については決して均一的ではなく、開放耕地帯の平野部と、伝統的に囲いこみが認められている山林部が併存している。P・ブリーヌ (P. Brunet) によれば、⁽¹¹⁾ ノルマンディの土地制度は、カーン平野とルーアン地方の開放耕地制、コタンタン (Cotentin)、ブサン (Bessin)、ボカージュ (Bocage)、オージエ地方 (Pays d'Auge) の灌木林地帯^{ボカージュ}、そしてコー地方の囲いこまれた小地片と開放耕地の結合したパズル地帯、に大別される。西ノルマンディに限ってみても、第2図に見られるように、カーン平野部の集村定住と細長い地条(長さ、凡そ二五〇米)が整然と耕区を編成する開放耕地帯と、小間隔又は大間隔の規則的ボカージュ地帯(前者は囲繞された耕地並びに牧地、後者は主に放牧地として利用され、耕地片の長さは前者は一五〇米以下、後者は時には二五〇米にも達する)がコントラストをなしている。とは云え、ボカージュ地帯にも小開放耕地の飛び地が形成されていることが注目される。もちろん、このような土地制度は現代の農業構造を示すものであって、この分布図をアプリアリにそのまま中世にさかのぼらせることは危険である。また、西北フランスの他のボカージュ地方を対象とするあらゆる仮説をここに適用することも早計である。たとえばR・ラトゥーシュ (R. Latouche)

第2図 西ノルマンディーの土地制度
 (資料：P. Brunet, (*Annales de Normandie*), V, 1955.)



中世ノルマンディにおける『ブル』の分布とその意義

は、メーヌ地方やオート・ブルターニュでは古典的荘園構成は欠落しており、フランク時代のヴィラはメーヌ地方ではせいぜい八〜九名の奴隸 (*mancipia*)、ブルターニュでは二〜三家族の保有農の労働によって経営される規模のものにすぎなかった、と述べている。したがってまた、十一世紀の農業ルネサンスにしても、フランス西北部では北東部とは異なり、過去とは全く関係のない「創造」としてあらわれ、森林や荒地をきりひらいて小家族経営 (家・野菜畑・若干の耕地・囲いこまれた牧地・森林原野の用益権) を成立させ、集落形態は散居定住か、あるいは「ブル」の名で知られる小集落 (小教区中心集落) の形をとった、と主張している⁽¹²⁾。しかし、ノルマンディでは、セーヌ流域のガロ・ローマ時代にさかのぼる二千ヘクタール以上、時には四八〇〇ヘクタールにものぼった古典的大荘園は別としても、西ノルマンディのボカージュでさえ、Clergé (カルヴァドス県、オルヌ川流域) のヴィラのように、一二マンスでいどの小規模な荘園であっても、ラトゥーシュによって描かれた他の地方のヴィラのイメージとは、同日に論ずることはできない⁽¹³⁾。いわゆる農業ルネサンス期に創出された小集落にしても、ノルマンディ・ボカージュ地方では、それは一般に開墾者の名前に *rière* 又は *erie* の語尾を付したアモー (*hamiaux*) であって、既存の核の「附属集落」という性格をもつ初期開墾時代の農村ブルとは区別されるべきものであった⁽¹⁴⁾。むしろノルマンディにおいて特色的なことは、九〜十一世紀におけるヴィラの分解傾向と、あらたな集合傾向が同時に進行したように思われることである。すなわち、東北フランスについて従来考えられてきたように、領主直領地はひたすら崩壊の過程をたどることなく、時には荘園全体の三分の一ないし四分の一といった大規模な直営地が、とりわけ宗教団体 (シトー修道会のグランジエ *grange* が典型) の手中に残されていた一方で、R・カラビー (R. Carabie) が指摘しているように、世襲借地 (*ferme perpétuelle*) や定期借地 (*ferme nuable*) という土地貸与の契約的形態が、封建フランスのどこ

よりも早く実施されたのである。⁽¹⁶⁾

以上概観してきたような、ノルマンディ公領の確立過程の諸局面は、ブールの諸カテゴリーと、その分布のもつ意味を考察するにあたって、最小限必要な前提をなすものである。

(2) 「ブール」の概念と性格

先ず、ラテン史料で《bursus》又は《burgum》とよばれる集落が、古い定住中心であった *civitas* や *villa* と基本的に對置されるべき二次的定住地であることを確認しておきたい。

【史料1】《Item quod nullus eorum duelum faciat contra aliquem qui sit pugil conducticius per sacramentum decem civium Rothomagi quinque intra civitatem et quinque de burgo.》Cheruel, *Histoire de Rouen*.⁽¹⁷⁾

【史料2】《..... et canonici mei omnia tenementa sua, omnes justas possessiones suas, tam ecclesiasticas quam seculares, cum omnibus libertatibus suis per totam terram meam, scilicet in burgo, in villa, in bosco et plano,.....teneant et habeant.....》1185/89, *Actes de Henri II*.⁽¹⁷⁾

【史料3】《..... et domus ejus comburatur, si in villa fuerit; si autem domus ejus in burgo, vel in civitate, fuerit constituta,.....》T. A. C. N., cap. 37.⁽¹⁸⁾

史料1は十二世紀中頃、ブランタジネット家のヘンリー二世によって、ルーアン市に与えられた特許状の一節である。大意は、ルーアンの十人の市民——そのうち五人はキール、イターヌに、五人はブルグスに居住する——の保証のもとにやとわれた決闘者である場合、その者に対して *duellum*（法廷決闘が約束されて、しかも実施されなかったが故に罰金を課する権利）は、いかなる者にも属さない、ということであろう。かくして、十二世紀において、ルーアンはあきらかに二つの部分、すなわちシテとブールに区別されていた。

中世ノルマンディにおける『ブル』の分布とその意義

史料2は同じくヘンリー二世によって、シェルブル (Cherbourg) の Notre-Dame-en-Voeu 修道院に対してなされた各種の寄進の確認状の一節である。この史料は『法令集』にふくまれているので、年代は一一八五／八九年と確定されている。大意は、同宗団教会員は、王の領地に関して、すなわち、ブルグスにおいてであれ、ヴァイラにおいてであれ、森林・原野においてであれ……彼らの保有地や正当な所有地をすべて、聖俗の別を問わず、完全な自由とともに保有し、所有する、ということであろう。この場合は、あきらかにブルグスとヴァイラのアンチ・テーゼを読むことができる。

史料3は *Le Très Ancien Coutumier de Normandie* の三七章、「逃亡者について (De Fugitivis)」から引用したもので、史料の作製年代は十二世紀末ないし十三世紀初頭と推定される。逃亡者の苛酷な運命について述べた条^{くわ}りで、その者の家は、それがヴァイラの中にあるうと、あるいはまたその家がブルグスに、もしくはキーウイタースの中にあるうと、焼き払われるのが掟であった、というものである。したがって、この史料は一般的に、ブルとキヴィタス・ヴィラとの区別を示しており、史料1・2とともに、ブルが古い定住地と対置される独自の集落であったことを確認できよう。

次にこのブルの住民、すなわちブルジョアとその保有地 (ブルガージュ) が、他の集落の住民や他の保有地と区別されていたことを示す史料をあげておこう。

【史料4】(1. Portio inter fratres fuit juxta consuetudinem patrie, miles versus militem, burgensis versus burgensem, rusticus vero versus rusticum; ita tamen si consuetudo patrie non excludit. 5. Nec feudum lorice, nec serjanteria, que ad dominium Ducis pertinet, nec baroria patientur. Vassoria et laicum tenementum et burgencia juxta consuetudinem patrie participantur.)

T. A. C. N., cap. 8.⁽²⁰⁾

【史料c】(Paribilis autem dicitur hereditas in qua nullam custodiam possunt domini reclamare, ut vavassorie et omnia alia tenementa, scilicet firme feodales, censarie, libera tenementa et eciam servilia, et bordagia, et burgagia.) *Summa*, cap. 24.⁽²¹⁾

史料4は史料3と同じT・A・C・Nの八章「同胞の身分について (De portione fratrum)」の一節と五節を引用したものである。これによつて、さきふかに((burgensis))は((miles))及び((rusticus))から区別される独自の身分であり、また((burgencia))は((vavassoria))及び((laicum tenementum))⁽²²⁾から区別される独自の保有地であることが確認される。また、史料5は十三世紀半ばの*La Summa de Legibus Normannie*の二四章「諸身分について (De portionibus)」から引用したもので、ブルジョアの保有地((burgagia))⁽²³⁾は((vavassorie))、((firme feodales))、((censarie))、((libera tenement et eciam servilia))及び((bordagia))と対置されている。なお、こゝに注目されるのは、((firme))ないし((firma))とよばれる土地の賃貸借(bail a ferme)が出現していることである。

本稿はブルジョアやブルガージュ土地保有の法的条件について立入って考察することを目的としているわけではないが、ブルルの分布の時代的下限について検討する場合、ブルルの住民たる((burgensis))とキヴィタスシテの住民たる((civis))の融合化の時点は問題になる。何故なら、固有の意味でのブルルの建設文書はないために、burgensisやburgagiumの存在からburgusの存在を類推するケースが少なくないからである。この点に関して、R・ジェネスタルは、ルーアンについて、burgensesという呼称が古いシテの住民に拡大される傾向は早くも十二世紀の中頃にはじまる、と信じていたように思われる。しかし、その史料の根拠は明確ではなく、たとえば、それが事実であったとしても、ルーアンのケースを一般化できないことは、前掲の諸史料から明らかであり、とくに史料5の作製年代から

中世ノルマンディにおける『ブル』の分布とその意義

判断して、少くも十三世紀中頃までは、ブルジョア身分やブルガージュ土地保有の独自性は、テリトリアルな意味でのブルの存在と結びついていたように思われる。それにもかかわらず、かつてレオナル(E. G. Leonard)は、Orderic Vital に依拠して、早くも十二世紀前半に、ブルジョアをブルの存在ときりはなして、一つの「社会的階層」と見なそうとした。すなわち、「burgensis」という言葉のいくつかの例は、burgum 内の居住という意義や、商人的職業という意義とはかわりなく、都市——そしてまた村落——の住民、とりわけ名望家的住民の意味をあたえる」と⁽²²⁾。しかし、多くの史料から、引用されたほとんどすべてのケースについて、ブルジョアとブルの共存の事実を確認したミュッセは、このようなレオナル説を否定した。⁽²³⁾その立場は、ブルゴーニュについて「ブルジョアという言葉はやがて相対的に高い地位を黙示的にふくむようなあらたな意味をかくとくするであろうが、だからといって、早くも十二世紀にそうであったと云えるであろうか」と、ドュビイ(G. Duby)説を批判したリシャル(J. Richard)の立場と軌を一にするものである。⁽²⁴⁾

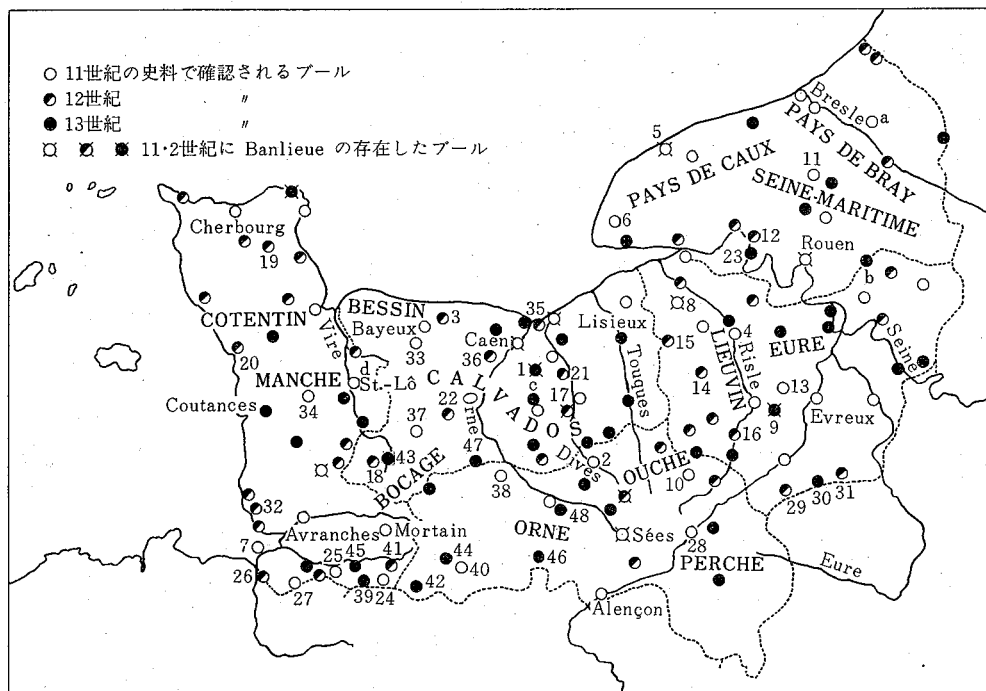
一般にブルの都市的機能と農村的機能の分界線は定かではなく、とくに修道院や城を核とするブルは、半都市的・半農村的とも云うべき集落が多かった。ただ概して都市的ブルの住民は領主に対して事実上賃租(cens)の支払い以外に人的性格の貢租義務を負っていないかったのに反し、農村的ブルの住民はまだ賦役の義務に服していたこと、またノルマンディ公と高級裁判領主のみが都市的ブルの属性である「バン領域(banlieu)」の特権をあたえることができたこと、を指摘しておこう。⁽²⁵⁾またブルの規模も数軒の家からなるものから、真の都市的集落と云えるものまで大小さまざまである。たとえば、Saint-Evroult(オルヌ県、La Ferté-Fresnel 地区)の修道院ブルの場合には、Orderic Vital の『教会史』によれば、一一三六年に最小限八四戸の住居を数えた(何故なら盗賊の群による放

火で住居数は減少していたからである⁽²⁶⁾。また農村ブルについて、一二九一年のルーアンの Saint-Ouen の *livres des jures* (「陪審員記録」) によって三つのケースを比較することができる⁽²⁷⁾。すなわち、(a) Saint-Didier-des-Bois (ニール県、Amfreville 地区) のブル。ここでは八四人のブルガージュ土地保有農が確認される。(b) Saint-Martin-des-Bois (カルヴァドス県、Bretteville-sur-Laize 地区) のブル。ここには少くも十世紀末くらいルーアンの Saint-Ouen 修道院のヴィラが存在していたが、右の史料によれば、一八の *villainages* 保有地 (261 acres) と八の *bordages* 保有地 (約 6.5 acres) と並んで、一八の *bourgages* 保有地 (それぞれ半アークル、したがって全体として約九アークル) があり、おおよそのブルの規模を推定できる。なお、このうち四ブルガージュは二人の保有農によって、逆に二ブルガージュは二人以上の保有農によって保有された。(c) Perrieres-sur-Andelle (ニール県、Fleury-sur-Andelle 地区) のブル。この地区にも、多くのヴィラの住民の (*mesures villaines*) の他に、四四のブルガージュ保有地があり、それは三六人の保有農によって保有されていた (このうち三二名は同時に (*mesure villaines*) をも保有する)。なお、この場合のブルガージュ保有地の面積は不明である。何れにしても、このような数値から、ブルの規模についてのおおよそのイメージをつかむことはできるが、個々の集落の規模と経済的機能から、ノルマンディ・ブルの全体について、都市的集落と農村的集落とを明確に区別することは、史料の現存状況からいってもきわめて困難な作業である。

ここではさしあたり、以上のような前提条件のもとに、L・ミュッセの研究に依拠して、十一・十二・十三世紀の史料でそれぞれはじめて確認されるブルの全体的分布状況を図示 (第3図)⁽²⁸⁾するとともに、リスクを冒すことを覚悟のうえで、都市的ブルと農村的ブルをオート・ノルマンディとバス・ノルマンディについて世紀別に、いちお

第3図 ノルマンディにおけるブールの分布

(資料: L. Musset, ((Cahiers de Civilisation Médiévals)), IX, 1966.)



	H. N. (B. R.)	B. N. (B. R.)	計 (B. R.)
11 世紀	18 (12)	29 (15)	47 (27)
12 世紀	18 (2)	27 (18)	45 (20)
13 世紀	19 (8)	29 (12)	48 (20)
合 計	55 (22)	85 (45)	140 (67)

H. N: オート・ノルマンディ

(セーヌ・マリティーム県, ユール県)

B. N: バス・ノルマンディ

(カルヴァドス県, マンシュ県, オルヌ県)

B. R: 農村ブール

a. Douvrend b. Perriers-sur-Andelle c. St.-Martin des B. d. Semilly

1. Argences 2. Trun 3. St. Vigor 4. Le Bec-Hellouin 5. Fécamp 6. Montivilliers
7. Le Mont St.-Michel 8. Préaux 9. Castillon (Conches) 10. St.-Évroult 11. Auffay
12. St.-Wandrille 13. Beaumont-le-Roger 14. Bernay 15. Corneilles 16. Lyre
17. St.-Pierre-sur-Dives 18. St.-Sever 19. Montebourg 20. Lessay 21. Mézidon
22. Plessis-Grimoult 23. Jumièges 24. Teilleur 25. St.-Hilaire 26. Pontorson 27. St.-James
28. Moulins-la-Marche 29. Verneuil 30. Tillières 31. Nonancourt 32. St.-Jean le Thomas
33. Argenchy 34. Marigny 35. Varavill 36. Carpiquet 37. Etouvy 38. Rouvrou
39. Savigny 40. La Ferté-Macé 41. Le Touchet 42. L'Epinay-le-Comte 43. Vire
44. Domfront 45. St.-Symphorien 46. Carrouges 47. Condé-sur-Noireau 48. Ecouché

中世ノルマンディにおける『ブル』の分布とその意義

うの分類を行ってみた。統計表の(一)内数値は農村ブルの数を示している。⁽²⁹⁾云うまでもなく、この世紀別の分布は、そのブルが史料に初出する年代を基準にしているのであって、そのブルの建設年代(多くの場合不明)を基準にしているわけではない。また統計表に示されているブルと農村ブルの数値にしても、決して絶対的なものではなく、いわば「近似値」を表現しているにすぎない。

さて、第3図を一見しただけであきらかなように、ノルマンディのブルの分布は地理的にはかなり平均した密度を示しており、強いて云えば、アングロ・ノルマン諸島の完全な空白、ブサンの北西部、コー地方西部の分布密度の稀薄さが目につくていどである。また統計表によれば、十一世紀から十三世紀にかけて史料的に確認できるブルはおよそ一四〇、そのうち約半数の六七が農村ブルである。この数量的条件だけから判断しても、ノルマンディはブルターニュ、メーヌ、アンジューなど西北フランスの他の地方に比べて、西ヨーロッパにおけるブル発展の中心地帯とは云えないまでも、少くともその辺境地帯でなかったことだけは確かであろう。また農村ブルの比重が相対的に高いことも、西北フランスの他の地方と共通していると云えよう。ところで、この農村ブルについて、オート・ノルマンディとバス・ノルマンディを比較すると、十二世紀には二〇中一八、十三世紀には二〇中一二と、バス・ノルマンディが顕著な割合を占め、ノルマンディ西部への農業植民が十二世紀に本格化したことが推定される。

この統計表では、オート・ノルマンディとして現在のセーヌ・マリタイム(Seine-Maritime)とエール(Eure)の二県を、バス・ノルマンディとしてカルヴァドス(Calvados)、マンシュ(Manche)、オルヌ(Orne)の三県をあてているが、この二分法に必ずしもこだわる必要はなく、むしろ初期のノルマンディの政治的境界(第1図)や、土地制度の要因(第2図)を考慮にいれるなら、ほぼリール(Risle)川流域からオルヌ(Orne)川流域にわたる地方

を中部ノルマンディとして、リール川以東の東部ノルマンディ、オルヌ川以西の西部ノルマンディと三区分する方がより効果的であろう。このような三分法を念頭において分布図を見直すと、十二世紀におけるブル、とりわけ農村ブルは、中部ノルマンディにおいて顕著であり、十三紀に入つてようやく西部ノルマンディにおいても普及してゐることがわかる。なお、西南部国境地帯に分布している十一世紀のブルは、後に検討するように、城と結びついた城砦ブルであり、少くも建設者の意図からすれば、都市的性格のブルの建設をめざしたものであった。

ここで土地制度ないし農業構造との関連で注意しておきたいのは、先にも引用したように、西北フランス、とくにメーヌ地方の開墾・植民運動の一局面として、小所領と散居定住の卓越する特殊な農業―土地制度のボカージュ地方と、そこに出現する「農村ブル」の対応関係を重視するラトゥーシュのテーゼである。⁽³⁰⁾このような見解は、少くとも全面的にノルマンディ地方に関して妥当するとは云えない。何故なら、西ノルマンディにおける農村ブルの発展は、第2図と第3図をあわせて参照すればあきらかなように、ボカージュ地方に限らず、カーン平野部のように集村定住と開放耕地制の伝統的な地帯にも広く認められるからである。

以上のような意味において、中世ノルマンディにおけるブルの分布は、地理的局面よりも時間的局面にいつそう重点がおかれるべきであり、公領の領域的統一と、それにもなった植民政策の発展の流れの中で検討する必要がある、と考えられる。概括的に云えば、東部から西部へ、北部から南部へという大きな植民の潮流を想定できようが、先にもふれたように、ブルターニュやメーヌ地方との国境の防衛や、キリスト教の再伝導事業といった軍事的・宗教的な要因がこれにからんでくる。したがって、ブルの分布のもつ意味を総合的に理解するためには、それぞれのカテゴリー毎に、多角的に、また具体的に検討する必要が生じてくる。この点の分析が次章以下の課題である。

出

- (一) H. Prentout, *Essai sur les origines et la fondation du duché de Normandie* (Mémoires de l'Académie nationale des Sciences, Arts et Belles-Lettres de Caen), Caen, 1911, pp. 239-248.
- (二) M. de Boüard, Le Duché de Normandie, (*Histoire des Institutions Françaises au Moyen Age, t. I, Institutions seigneuriales*), Paris, 1957, p. 9.
- (三) J.-F. Lemarignier, *Recherches sur l'hommage en marche et les frontières féodales* (Travaux et mémoires de l'Université de Lille, nouvelle série, Droit et Lettres, XXIV), Lille, 1945, p. 10, n. 3.
- (四) ノルマンチヤ公領の法制史的研究所として著るべきを整理されたものが、前掲のイヴェール論文である。J. Yver, Les caractères originaux de la coutume de Normandie, (*op. cit.*), 1952, pp. 307-356.
- (五) この点については、たとえばP.・ペトール (Petot) の重農を確言を参照されたい。Le servage (*Recueil de la Société Jean Bodin*), t. II, 1937, pp. 154-164。ノルマンチヤ他の地方においては「農奴 serf」の名称の下に混同されたり、この出図の語身分は、とりわけノルマンチヤにおいては、(*villani*) や (*bordarii*) という区別された名称を混在した。

- (六) L. Musset, Les domaines de l'époque franque et les destinées du régime domanial du IX^e au XI^e siècle, (*Bulletin de la Société des Antiquaires de Normandie*), t. XLIX, 1942/45, pp. 7-97.

この論文は R. Carabie の著作とともに、中世ノルマンチヤの農業と土地問題を研究するのに不可欠な数少ない基本的文献である。

- (七) Ch.-Ed. Perrin, Esquisse d'une histoire de la tenure rurale en Lorraine au Moyen Age, (*Recueil de la Société Jean Bodin*), t. III, La tenure, 1938, p. 144.
- (八) L. Musset, Les domaines..., pp. 77-78. なお、この仮説は、H. Lagouelle, *Essai sur la conception féodale de la propriété foncière dans le très ancien droit normand*, Caen, 1902. によりと提唱されたりしたものである。
- (九) La Normandie ducal: Économies et Civilisation (par M. de Boüard), (*Histoire de la Normandie*), p.168.
- (十) Ibid., p. 180. 並びに Naissance de la Normandie (par L. Musset), (*Ibid.*), pp. 120-121.
- (十一) P. Brunet, Problèmes relatifs aux structures agraires de la Basse-Normandie (*Annales de Normandie*), V-2, 1955, pp. 115-134.
- (十二) R. Latouche, L'Économie agraire des pays bocagers,

- 《*Rev. Synthèse*》, XVII, 1939; Défrichement et peuplement rural dans le Maine du IX^e au XIII^e siècle (《*Le Moyen Age*》), 1948. (これらの論文は同著 R. Latouche, *Études médiévales*, Paris, 1966, pp. 127-132, pp. 145-152. に収録されている)
- (13) L. Musset, *Les domaines...*, pp. 22-27, pp. 32-33
- (14) La Normandie ducal (《*op. cit.*》), p. 159. P. Brunet, *op. cit.*, p. 122.
- (15) L. Musset, *Les domaines...*, p. 59. R. Carabie, *La propriété foncière dans le très ancien droit Normand (XI^e-XIII^e siècles)*, t. I, *La propriété domaniale*, Caen, 1943, p. 140 et s.
- (16) Cheruel, *Histoire de Rouen pendant la période communale*, 1, *Pièces justificatives*, p. 241. (cit. R. Génestal, *La tenure en bourgage*, Paris, 1900, p. 215.)
- (17) L. Delisle et É. Berger, *Recueil des Actes de Henri II*, t. II, No. 758, pp. 410-411.
- (18) E.-J. Tardif, *Coutumiers de Normandie*, t. I, *Le Très Ancien Coutumier de Normandie*, Rouen, 1881. p. 32.
- (19) Ibid., pp. 8-9. Tardif は ((laicum tenementum)) といい、*ラウカム・テネメント* (Murnier) やは *villain tenement* といっているが、((villain)) という語は対応するラウカム・テネメントは

((rusticus)) となるべきだとした上で、しかも ((laicus)) は ((miles)) に対置される、と注釈している。

- (20) E.-J. Tardif, *Coutumiers de Normandie*, t. II, *La Summa de Legibus Normannie*, 1896. なお ((burgagia)) といい、この語は三様に用いられたとし、((burgagium)) ((borgagium)) ((bourgagium)) をあげ、第1のものが最もよく使われ、第2のものは用いられた、と注釈している。

- (21) R. Génestal, *op. cit.*, p. 215.

- (22) E.-G. Léonard, Une théorie récente sur les origines des communes et son application à la Normandie, (《*Rev. de l'Hist. du droit fr. et ét.*》), 1940/1941, pp. 448-450. (résumé) この小論はもともイタリアのフィレンツェに住んだロシア人教授 N・オットカール (Ottokar) のフランスのコムニエースについての学説を批判するために書かれたもので、本稿でとりあげた視角とは別な意味でも興味がある。なおオットカールとその学説については、清水・佐藤共訳『中世の都市コムニエ』(創文社) 参照。

- (23) L. Musset, *Peuplement en bourgage et bourgs ruraux en Normandie du X^e au XIII^e siècle*, (《*Cahiers de Civilisation médiévale*》), IX, 1966, pp. 182-183.

- (24) J. Richard, L'évolution des bourgeoisies dans le duché de Bourgogne (XII^e-XIV^e siècles), (《*Mém. de la Soc. pour*

l'Hist. du Droit et des Inst. des anc. pays bourguignons)), XVI, 1954. この論文については、前掲拙稿『展開』七八頁、参照。

(25) この点については、例えば M. de Bouard, *Le Duché de Normandie*, ((*op. cit.*)), p. 12. 参照。

(26) Orderic Vital, *Historiae ecclesiasticae*. (éd., A. de Prevost), t. V, p. 61. ((*Quod Aquilenses ut ipso die audierunt, pro ultione sociorum cum nimio furore conglobati sunt, subitoque Uticum convolarunt, ac ex improviso burgum Sancti Ebrulfi succenderunt, ibique LXXXIV domus in puncto temporis in cineres conversae sunt.*))

(27) この史料については、のちにも本文において部分的に引用

するので(史料23・24参照)、ここに全文を引用するのは省略する。典拠は Arch. dép. Seine-Maritime, 14 H 17, ff. 22 r°, 31 v°, 70 r°, 168 r°. (cit., L. Musset, *Peuplement*, p. 207. *Annexe, Textes relatifs aux bourgs ruraux normands*, IV, 1291-Extraits du *livre des jurés de Saint-Ouen de Rouen.*)

(28) L. Musset, *Peuplement*..., p. 190, 192, 194. より複製。

(29) Ibid., pp. 185-186. より複製。

(30) R. Latouche, *Un aspect de la vie rurale dans le Maine au XI^e et au XII^e siècle; L'établissement des bourgs, (Le Moyen Age)*, 1937. これは「農村ブール」についてのペイオニア的論文として、ブール研究史上画期的な位置を占める。くわしくは前掲拙稿『展開』とくに八七頁以下、参照。

二 ブールの多義性とノルマンディの場合

ブールの多義的・複合的性格は何もノルマンディに限られた現象ではない。そこで、ノルマンディにおける時間的なブールの分布を、カテゴリー毎に具体的に分析するにあたって、先ずこの点を、フランス全般について確認することからはじめたい。

(1) ブールの多義的性格

古い司教都市のシテの近傍に形成された (*bourgs suburbains*) の初期の例としては、八五八年のリヨン、八六九年

のディジョンのそれが指摘されている。⁽¹⁾ ところで、シテに附属する集落としてのブールは、他方で多くの場合、修道院を核として形成され、このようなケースはとりわけ古いアキテーヌ王国とブルゴニーに多く出現している。レスヌ (É. Lesne) の『フランス教会領史』によれば、ポアティエのシテ城外墓地に早くも九世紀以前に Saint-Hilaire 修道院ブールが建設されている。⁽²⁾ 史料的に年代の確認できる最古の例としては、トゥールの「サン・マルタン修道院ブール burgus sancti Maritini」(八三七)⁽³⁾ があり、その他ブールジュの「サン・シュルピス修道院ブール」(八五五)⁽⁴⁾ も九世紀の例である。十世紀に入ると、アンジェ(九二四)⁽⁵⁾、ピュイ(九二三)⁽⁶⁾、ランス(サン・レミ修道院ブール、九八九)⁽⁷⁾、そしてクリュニー修道院ブール(九九四)⁽⁸⁾ などが確認できる。

シテ郊外の修道院ブールの場合、修道院がシテからかなり距っている、そのブールはシテから独立した第二の集落を形成することになり、またサン・リキエ修道院ブールのように、(vieux) と区別しがたい「農村集落」という性格をもつものもある。⁽⁹⁾ 末期カロリング諸王は、司教が伯に代って権力を掌握したあらゆる都市において、司教座教会を核とする集落を(civitas)として理解したように、このシテに附属する教会や修道院を核とする集落を、すべて(burgus)として理解したような印象さえあたえられる。

しかし、他方であらゆるシテや修道院から隔絶した純粋に農村的定住地にかかわる「農村ブール(bourgs ruraux)」の例もあり、西フランスではHumes村(シノン北方)に関する史料(八八九〜九一六)がその最古のケースとされている。⁽¹⁰⁾ 一般に農村ブールはセーヌ川とシャラント川の間の地方、すなわち、メーヌ、アンジュ、ポアトゥーなどに高い分布密度を示し、これらの農村的新集落は西北フランスでは一〇三〇年と一一四〇年の間に形成され、教会のまわりに、あるいはその墓地の中から創り出され、多くの場合市場をそなえていたようである。

さらに、(Burgus)という言葉の語源からしても、ブルとシャトオとは緊密な関係にあり、城の附属集落としてのブルの形成もフランスでは通例的現象であった。とくに固有の封建時代たる十世紀末から十一世紀にかけて西フランス各地にこのカテゴリーのブルが見られ、南仏モンペリエの場合はその典型的な例とされている。城砦ブルについて注目されることは、それがとりわけ各プランシポータの境界地帯に多く建設され、また通例教会施設（それは小教区教会とは区別される小修道院ないし僧会教会）、並びに市場を設置していたことである。⁽¹⁾

以上のような多義的且つ複合的性質をもつブルは、九・十世紀いらい西フランスを中心に増大しはじめ、十一世紀いらいノルマンディ地方の史料にも登場してくる。そこで本稿では、ノルマンディ地方のブルを定住中核のドミナントな性格や集落の経済的な性質によって、(a)シテ郊外ブルないし都市的ブル、(b)修道院ブルと城砦ブル（半都市的・半農村的ブル）、(c)純粹な農村的ブル、の順に検討することにし、このうち(a)と(b)は本章において、(c)は西ノルマンディの農業植民とのかかわりにおいて、主として次章でとりあつかうことにする。

(2) 都市的ブル

このカテゴリーのブルはさらに二つの類型に分かれ、その一つは主として司教都市(cités épiscopales)を核として、その周囲に形成される「キヴィタスの衛星ブル」の性格をもつもの、他の一つはシテの「バン領域(banlieue)」における市場の存在と結びついた「商人的集落」の性格をもつもの、である。第一のグループとしては、ノルマンディにおける七司教都市(Rouen, Lisieux, Evreux, Sees, Bayeux, Coutances, Avranches——以上は第3図に図示)のうち、ルーアン、エヴルー、セズ、バエーの四都市について、早くも十一世紀にブルの存在が認められる。

史料的に確認できるもっとも古い例は、おそらくエヴルー(Evreux)によってあたえられる。ここには二つのブ

ールがあり、その一つはシテの西側に直接連結し、他の一つはややはなれて、リジュー (Lisieux) へ向う道路沿にある Saint-Taurin 修道院のブルである。史料 6 は、この後者にかかわるもので、マリー・フォルウー (M. Fauroux) の考証によれば、その年代は九六二〜九六六年とされ、ノルマンディにおけるブルについての最古の記録と思われる。

【史料 6】《Ricardus filius willelmi, dux Normannie, qui abbatiam in honore sancti Taurini Ebroicensis instituit, hec que subscribuntur de dominio suo ipsi sancto donavit, scilicet: decimam theolonei Ebroice civitatis et vicecomitatus et hospites in eadem villa cum libertate, et burgum eidem ecclesie proquinquum soli ecclesie serviens,...) 962-996, *Actes des ducs de Normandie*, n°. 5.⁽²⁾

エヴルーのサン・トールン修道院 (abbatia Sancti Taurini) の建設者、ノルマンディ公リシャール一世は、同修道院に対して、彼の所領に関し、エヴルーの civitas 並びに vicomté の市場税の十分の一、同じくヴィラに居住する hôtes、及び教会に帰属し、かつそれに隣接するブルを寄進した、と云う趣旨である。これによつて、早くも十世紀末にエヴルーのシテ郊外にサン・トールン修道院ブルが存在したことが確認できる。

次にセエのブル (burgus Sagii) に関しては、年代のより明確な三つの史料をおけることができる。

【史料 7】a 《(..., hujus informationis perfectione ex divino adjutorio completa personas clericorum canonicali more ibidem delegi ad quorum vivendam donavi donatumque imperpetuum volui Cailloetum, Bodevillam cum omnibus appenditiis, terris sylvis, aquis aquarumque decursibus, burgum autem Sagii ejusdem ecclesiae post obitum meum vivendae et dominio tradidi antistiti:)) vers 1025, *Actes des ducs de Normandie*, n°. 33.⁽¹³⁾

中世ノルマンディにおける『ブル』の分布とその意義

a (In primis itaque concedo eis et confirmo ipsam ecclesiam Sancti Maritini et burgum ipsius, et vicum Manesesium cum omnibus que eis pertinent,...) 1149 *Actes des comtes de Pontieu*, n.° 45.⁽¹⁷⁾

c (Ego Vuillelmus, Pontivorum comes, dono et hoc scripto confirmo ecclesie Sancti Petri de Gasto, pro remissione peccatorum meorum, quinque solidos cenomannenses in novo burgo Sagii habendos in unoquoque anno, et unum sextarium frumenti habendum in unoquoque anno in molendino de Rocha, quod est juxta Sagium...) 1155, *Ibid.*, n.° 54.⁽¹⁸⁾

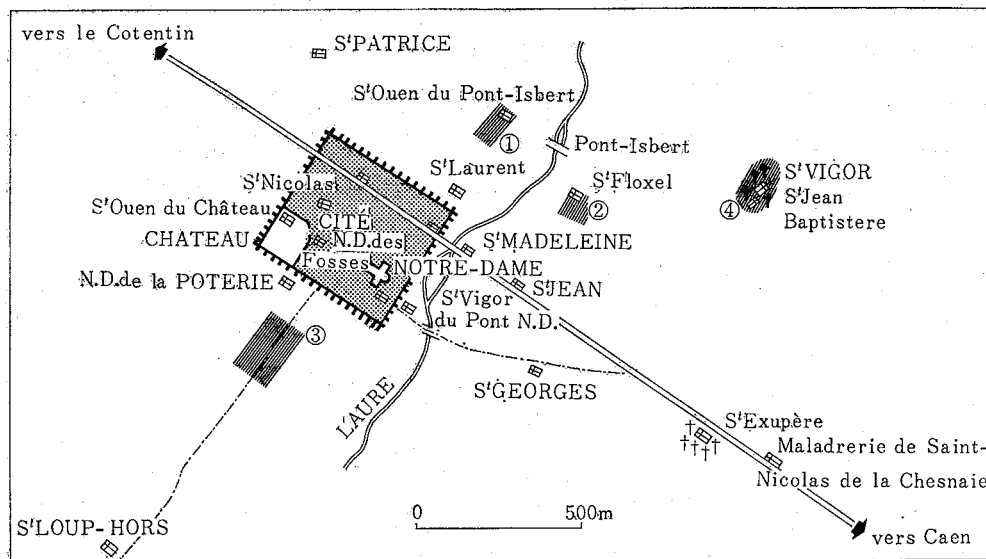
先ずaは、ノルマンディ公リシャール二世によつて確認されたものの、このミテの支配者 Guillaume de Bellême による寄進文書の一節で、一〇二五年頃の文書である。すなわち、Guillaume de Bellême は、セエの司教並びに聖堂参事会員に、聖職禄として Chailloué, Boiville, Giberville の領地をあたえたとともに、「彼の死にあたり、セエのブルを司教に遺贈する」旨が記されている。次にbは、十一世紀の中頃、このブルの外側にサン・マルタン修道院が再建され、この修道院を中心として一つのブルが出現していることを示す一四九九年の史料である。すなわち、Pontieu 伯 Guillaume がセエの Saint-Martin 修道院に、同修道院の教会じたいとそのブル並びに Manesesium のヴィクスとそのすべての財産を寄進する旨を約したものである。そしてこのブルは、c の史料に再現している。これは、同じく Pontieu 伯ギヨームが一五五五年に、Saint-Pierre du Gast 教会にあたえた寄進文書の一節で、「セエの新たなブル (novo burgo Sagii)」に関しては年五ソリドウスのサンス、そしてセエのそばにある Rocha の水車に関しては年一セティエの小麦の収益権を譲渡したものである。このように、セエの場合は、十一世紀はじめ頃の史料にあらわれる ((burgum Sagii)) と、十二世紀中頃の史料にあらわれる ((burgum Sancti Maritini)) の新たなブルと、二つのブルがシテの周辺に存在していたことになる。

ルーアン(Rouen)については、シテの北側に単一のブルが存在しており、これについては既に史料1(十二世紀中頃)でふれた。しかし、このブルの設立期はおそらく十一世紀のはじめ頃にさかのぼると思われる。何故なら、一〇三七〜四〇年頃、ルーアンのブルジョア(burgarii quoque Rotomagenses)が、貴族や聖職者と共に副署している Saint-Wandrille 修道院長の文書が確認できるからである。⁽²¹⁾

バユー(Bayeux)については、第4図にあきらかなように、城壁で囲まれたシテ(civitas)の入口のおそらくは北東方に(burgus episopi)(一〇八九年に史料に初出)が、またシテからそうはなれていないところに二つのブル、すなわち(burgus in campo Florido)(一〇九六年に史料に初出、図の2)と(burgus ad Pontem Olberti)(図の1)が、そしてもっと遠方には Saint-Vigor 修道院ブル(burgus sancti Vigoris)(図の4)と、南西部にいま一つのブル(burgus Toroldi)(図の3)が形成される。したがって、全体として少くも三つのブルがシテをとりかこんでいた、と考えられよう。しかし、これらの衛星ブルは十二・三世紀の過程で、バユーの経済的な停滞とともに、次第に衰滅していったようである。⁽²²⁾

上述のような古い起源のシテと、そのまわりに形成されたブル、という司教都市の二元構造は、十一世紀の新しい建設にかかる都市によって模倣された。その代表的な例がカーン(Caen)である。ここでは都市的中核の役割は(burgum cadomi)として出現する「公のブル(bourg ducal)」によって演ぜられた。史料としては、一〇二五年頃、ノルマンディ公リシャール二世による Fecamps の修道院に対する寄進文書に初出する。すなわち公は、同修道院に、父公がすでに寄進していたものを確認するとともに、彼自身もさまざまな寄進を行っている。次の史料はその一節である。

第4図 11世紀における BAYEUX
(資料: Documents de l'histoire de la Normandie, 1972.)



—— 古代、中世の市壁

—— ローマ道路

--- その他の古道

■ シテ

■ 11世紀に確認される
アール

+++ 古いキリスト教徒の墓

➡ カテドラル(司教座教会)

① burgus ad pontem Olberti

② burgus in campo Florido

③ burgus Toroldi

④ burgus sancti vigoris

【史料 30】(Do etiam decimas telonei de burgo qui dicitur Cadunus, et unum hospitium, et ad Pontem Dive, hospitium unum, liberos omnibus nostris obsequijs) vers 1025, *Actes des ducs de Normandie*, n° 33.⁽²⁸⁾

この《Cadunus》又は《Cadonus》とよばれたブルグムこそ、今日のカーン市の起源であり、そしてそれは、ノルマンディにおけるシテ郊外ブルでも、修道院ブルでもないブルの最初の登場を意味している。このブルを核として、そのかたわらにギョーム庶子公(征服王)によって二つの修道院ブルが建設された。史料に初出するのは一〇八三年で、西方の St Etienne 男子修道院のブル、北東方の La Trinité 女子修道院のブルがこれである。これらのブルはアンリ・ルグラ(H. Legras)の個別研究に⁽²⁹⁾くわしいが、カーンの場合はあきらかに「シテに隣接した郊外ブル」という司教都市に類似の構造をとっていた。そしてこのカーンの経済的發展が、前述のようにバユとその衛星ブルの衰退をもたらす結果になったのである。

なお、ノルマンディの他の三つの司教都市について補足的に述べておこう。クータンヌ(Coutances)については十一世紀中頃、一つの《suburbium》が指摘されているが、《burgus》が見出されるのは十三世紀のはじめをまたなければならない。リジュー(Lisieux)では、カーンへのルートにある Saint-Désir 修道院の周辺に一つの《burgus abbatensis》があるが、これも一二〇〇年以前には確認されない。最後にアヴランシユ(Avranches)はブルを欠如した唯一の司教都市であったようである。⁽³⁰⁾

次に第二類型の都市的ブルであるが、この点について先ず注目されるのは、ノルマンディにおける《bourg a baillié》の最初のケースである Argenoes (Dives 川と Orne 川の間、第3図の1)の場合である。

中世ノルマンディにおける『ブール』の分布とその意義

【史料】 a ((Donavi apud Argentias, leuam iuxta morem patriae nostrae, propter mercatum ipsius villae)) 1031 ou 1032-1035, *Actes des ducs de Normandie*, n.° 85.⁽²³⁾

q ((Judicatum est de masuris de Argencis quod masura cum terra rationabili que se acquitat per unum, redditum nominatum est burgagium; terra vero que se acquitat per redditum per se et que per servitia per deorsum masuras.)) 1214, *Arrears de Pechiquier de Normandie*, n.° 140.⁽²⁴⁾

史料9のaはノルマンディ公ロベール・ル・マニフィーク (Robert le Magnifique) による Fécamp 修道院への寄進文書 (一〇三二—一〇三三—一〇三五) の一節で、「彼(公)は、公領の慣行にしたがって、Argences のバム領域 (Leuva) を、そのヴィラの市場のためにあててることを承認した」という趣旨に解される。M・フォルウは (Leuva) という語を注釈して、「一定の地域に対する保護圏」に比すべき (banlieue) という説明をあたえている。問題は、この Leuva = banlieue を burgus と同一視してよいかということだ、この点について参考になるのが史料のbである。この史料を根拠に、R・ジェネスタルは、領主に対して貨幣地代以外の負担を負わないブルカージュ土地保有の特権のないし都市的性格を、賦役義務を負う他の保有地と対比して説明している。⁽²⁵⁾ この場合 ((reditus)) に、貨幣地代 (rente en argent なし cens) の意味を読みこんでよいのか判断はつきかねるが、それはともかく、これによって十三世紀初頭の Argences における ((burgagium)) という保有地の存在は確認されるのであり、この事実から、前述の ((Leuva)) をブールと同義に解釈することはおそらく可能である、と思われる。ただし、このような ((bourgs a banlieu)) の性格を、あらゆるブールに適用することはもちろんできない。L・ミュッセの指摘によれば、ノルマンディにおける ((bourgs a banlieu)) は、十一世紀に二例、十二世紀に七例が認められるにすぎない。⁽²⁴⁾

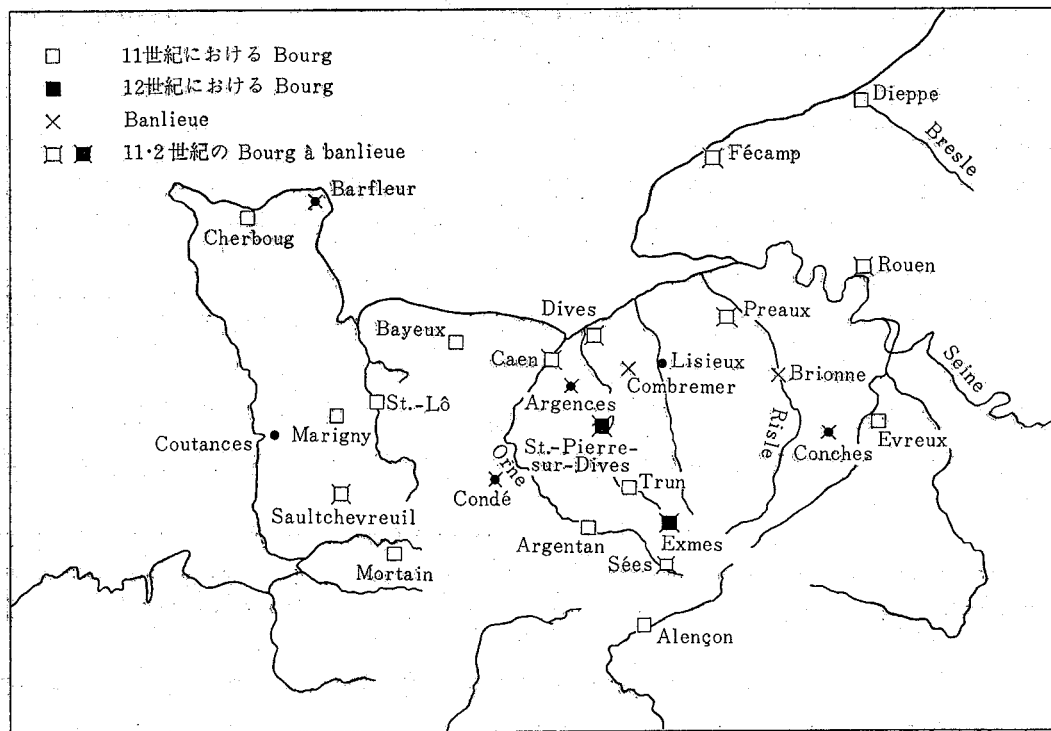
次にブールの起源が、明白に商人 (mercatores) と結びついていたと思われるおそくは唯一のケースとして、デーヴ川の上流にある Trun のブール (第3図の2) について指摘しておこう。

【史料01】 (Et ut certum hoc de reliquo fiat et in posterum dubitatio nulla remaneat, concedo in presentiarum (sic) domum Aulif Guirelli, cum omnibus consuetudinibus de ea domo ad me pertinentibus, tam de indigenis quam de extraneis mercatoribus...) 1063-1066, *Actes des ducs de Normandie*, n.º 223.⁽⁸⁾

この史料は、Roger de Montgomery (モンゴメリー家はガリア辺境領を支配したノルマン貴族) が、カーンの Saint-Etienne 修道院に、彼の死後 Trun のブールとすべてのその附属財産を、既に別な教会に寄進した水車と十分の一税を除いて、寄進する旨を、ギヨーム庶子公が確認した文書の一節である。大意は、「この遺産相続を保証し、将来に疑念を残さないために、Roger は現時点で、修道院に Aulif Guirel の家、並びに、Trun の住民についてであれ外来商人についてであれ、彼に所属するすべての慣習法上の権利 (countmes) を譲渡する」ことを約束したもので、あきらかに、このブールの市場に出入する商人の存在が確認されるのである。

以上でひとまず都市的ブールの分析を終えるが、すでに指摘したもの他に、少くとも農村的な機能を基本的な性格としていたとは考えられない若干のケースとして、Dieppe, Argentan, Saint-Lô, Cherbourg, Alençon, Mont-Saint-Michel などがあげられよう。これらのブールは、同時に修道院を核として形成されたケースが多いが、ここではモン・サン・ミッシェルを除いて、一応「都市的ブール」のカテゴリーにふくめ、これまで検討してきたものとあわせて、十一・十二世紀におけるこのカテゴリーのブールの分布図を、不十分ではあるが作製してみた (第5図参照)。

第5図 都市的ブルの分布



(●は13世紀におけるブル)

一見してあきらかなように、早くも十一世紀に見出される都市的ブルの発展は、オルヌ川流域以東の東部・中部ノルマンディに優勢であった。しかも、司教都市バユールのブルは十二世紀以降衰退してしまし、クータンスの場合はブルの存在が確認できるのは十三世紀になってからであった。

(3) 修道院ブルと城砦ブル

A 修道院ブル ノルマンディにおける修道院の復興は、九一八年、ルーアンの *Saint-Ouen* 修道士たちの復帰いらいはじめられるが、十一世紀までの歩みは緩慢で、困難な道をたどったようである。ノルマンディ諸公はバユールやクータンスの司教管区にある所領を東ノルマンディの大修道院へ寄進することで甘んじ、西ノルマンディの所領じたいに修道院を創出するにはいたらなかった。モン・サン・ミッシェル（ここでは九六六～六七年に修道生活が再開された）を除くと、ノルマンディ修道院のルネサンスは東部ノルマンディにはじまり、十一世紀中頃にリール川をこえて中部ノルマンディに及ぶ。このルネサンスにおいて特徴的なことは、クリュニー修道会の会則と類似した、とくにデジョンから派生した規律が基本的なものであり、また十一世紀いらいの修道院の再建と伝播は、ノルマンディ諸公、とくに征服王ギヨーム庶子公の緊密なコントロールのもとにおかれた事実である。ところで、中部ノルマンディにおける多くの修道院の復興や新生は、東ノルマンディの大修道院から派遣された修道士たちによって行われ、たとえば *Jumièges* は *St-Evroult* の復興に、*Trinité de Rouen* は *St-Pierre-sur-Dives* の創設に、*St-Wandrille* は *Préaux* や *Grestain* の創設に、それぞれ尽力した。十一世紀の後半になると、これらの若い修道院が、代って西ノルマンディの修道生活の普及の任にあたり、初代の院長や修道士を提供することになる。たとえば、*St-Martin de Troarn* のためには *Conches* が、*St-Etienne de Caen* のためにはイギリス修道院史上にも有名な *le Bec* が、*la*

中世ノルマンディにおける『ブール』の分布とその意義

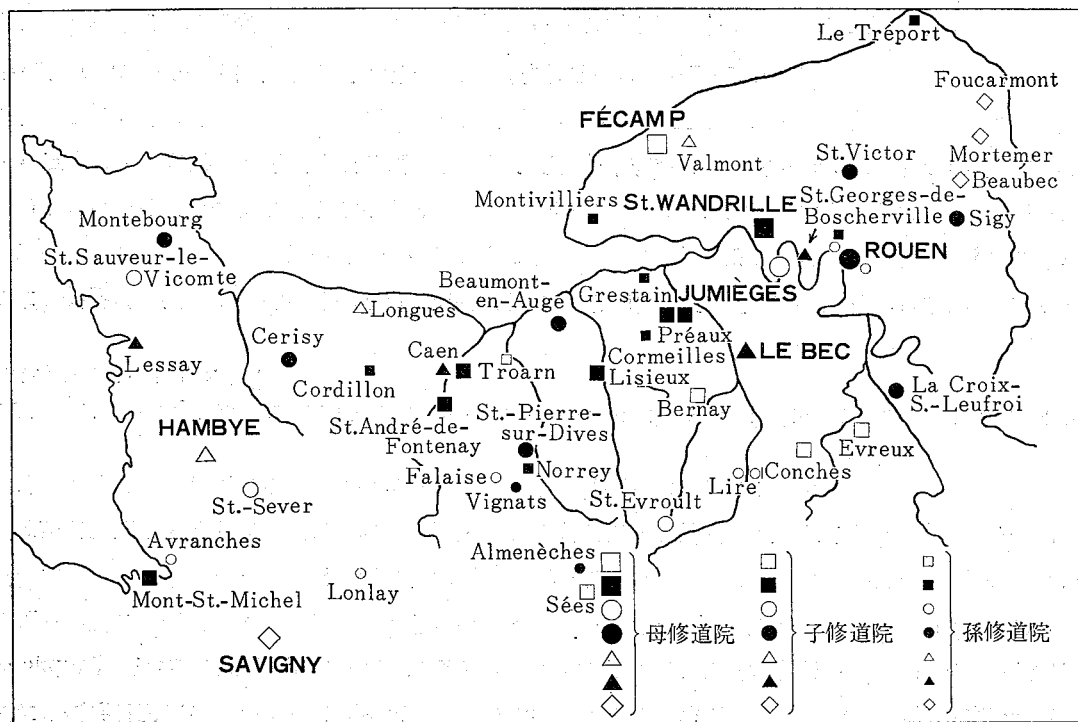
Trinité de Caen のためには St.-Léger de Préaux がそれぞれその役割をひきうけたのである。しかし、グレゴリアン改革に影響された教会改革の大運動の波が、ボカージュ地方をふくめた西ノルマンディ全体をおおうのは、これよりもおくられて十二世紀の末頃になる。⁽²⁶⁾

このように、Fécamp やセーヌ下流の諸修道院から直接・間接に全ノルマンディの修道院が生まれたことは、第6図によってあきらかであろう。ただ例外的なのは、西ノルマンディの母修道院 Hambye と Savigny の場合である。とくにサヴィニー修道院は重要で、一一一二年、同修道院を創設した Vitalis の努力によって、一一四八年にシトー会と合併される以前に、このベネディクト会修族に属する多くの娘修道院が生れ、セーヌ東部にも Mortemer, Foucarmont, Beaubec の三修道院が設立されている。⁽²⁷⁾

ところで、上述のようなノルマンディ修道院の発展過程で、修道院の附属集落としてのブールの建設もまた、十一・十二世紀には軌道にのってくる。司教都市としての衛星集落が同時に修道院ブールの性格をあわせもっていることは、ルーアンの St.-Ouen、エヴルーの St.-Taurin、リジエーの St.-Desir、ヤハの St.-Martin、ンノーの St.-Vigor、そして建設都市カーンの St.-Étienne と la Trinité などの諸ブールについて、すでに指摘したところである。こゝではそれ以外のケースで、おそらく修道院ブールに関しては最古の文書と思われる le Bec (Hellouin) について史料を引用しよう。

【史料1】(Prædicto monasterio tradidit Willelmus comes Normannie omnes consuetudines de sanguine et teloneo quas habebat circa ipsum monasterium, deditque licentiam burgum faciendi circa ipsum monasterium.) 1041-1066, *Actes des ducs de Normandie*, n. 178.⁽²⁸⁾

第6図 11, 12世紀ノルマンディにおける修道生活の普及
(資料: *Documents de l'histoire de la Normandie*, 1972.)



中世ノルマンディにおける『ブル』の分布とその意義

この史料の意味は明快で、ギヨーム・庶子公は、*le Bec* 修道院に、彼がこの修道院所在地区に所有している流血裁判権 (*sanguine*) 並びに市場税 (*teloneo*) に関するあらゆる慣習法上の権利を譲渡し、この修道院のかたわらにブルを建設する認可をあたえる、というものである。ル・ヘック修道院が *Hellouin* (又は *Herlain*) によってこの地にたてられたのは一〇三九年頃であるから、それから間もなくブルが建設されたと考えられよう。この場合、ブルの建設権は、高級裁判権と共に、ノルマンディ公の慣習法上の権利に属していた。しかし、ノルマンディ公の認可なしに、おそらくは中級領主の主導権によってブルが建設されているケースも認められる。

【史料13】 (*... in vico, qui olim Isnelli villa vocabatur, burgum constituit, et pro imminenti monte altis fagis obsito Allagium nuncupavit*) *Orderic vital, t. III.*⁽⁸⁾

この史料の意味は、彼 (*Ricardus de Huglevilla*) は、*Isnelli villa* (公名 *Isneauville*) とよばれたヴィクス (*vicus*) の中に、ブルを建設した。そしてそれは高いブナの木でおおわれたつき出た山によって、*Allagium* (*Aufai*) とよばれた、ということになる。Aufai (又は *Auffay*) はルーアンとディエップの間にあり、そのブル *Isnelli villa* は *Auffay* 地区のどこにあったか正確な位置は分らないが、十一世紀の *Auffay* の僧会教会 (*collegiale*) を核とするブルであったと思われる。そしてこのブルの建設者は、ここに引用した文章の少し前にてける領主 *Ricardus de Huglevilla* (公名 *Richard de Heugleville*) なる人物であることは明白である。

ところで、前述の司教都市並びにカーンの諸修道院ブルを除いて、十一世紀の史料で修道院の附属ブルを確認できるものとしては、*le Bec-Hellouin*, *Fécamp*, *Montivilliers*, *Le Mont St.-Michel*, *Préaux*, *Castillon* (*Conches*),

St-Evroult、(以上、第3図の4〜10)、同じく僧会教会に附属するブールの例としては、Auffay, Cherbourg, Mortain
があげられる。十二世紀には、修道院附属ブールとして、St. Wandrille, Beaumont-le-Roger, Bernay, Cormeilles,
Lyre, St.-Pierre-sur-Dives, St.-Sever, Montebourg, Lessay (以上、第3図の12〜20)、同じく僧会教会附属ブールと
しては、Méziou, Plessis-Grimout (第3図の21, 22) があげられる。⁽²⁸⁾

これらのブールの場合、ブールが修道院の周囲に自然に、あるいは人為的に作り出されたのか、それとも修道院
があらかじめ存在するブールの中に建設されたのか、という問題がある。この点についてM・レスヌは第一のケース
が多かった、と主張している。すなわち、地理的・経済的諸条件が集落の発展を容易にする可能性がある場合、それ
ほど古くはない修道院のかたわらに、多かれ少かれ急速に《burgus》が形成された。完全な荒野に創設された修道院⁽²⁹⁾
さえも、その場所が集落の立地として全く不適當でない限り、間もなくブールを包摂するにいたるであろう——と。
しかし既存のブールのかたわらに、あるいはその内部に、宗教的施設が建設されることもなかったわけではない。

【史料13】(「...et pro recompensatione damni, quod illis per ignaviam suam facerat, Uticensis burgi tertiam partem, quam ex
paterna hereditate habuerat, S. Ebrulfo coram multis testibus concessit」) Orderic vital, t. II.⁽³⁰⁾

この史料によって理解されることは、St-Evroult において、十一世紀の中頃、修道院の再建にあたり、Angeuil
de Norrey 某なる者が、「その世襲財産の故に所有していた burgus Uticensis の三分の一」を寄進した、ということ
であり、たとえ同一の場所にブレ・ノルマン時代の修道院の痕跡があったかどうかは別として、この時点で修道院を
建設する以前に、既にブールが存在していたことはあきらかである。

中世ノルマンディにおける『ブル』の分布とその意義

ところで、注目すべきことは、ノルマン人の侵入以前から存在していた著名な東部ノルマンディの修道院は、ブルやその附属財産の所有に積極的な関心をもたなかったように思われることである。この点について、F・ロット(F. Lot) の St-Wandrille 修道院の十二世紀半ばの土地財産についての研究から引用しておこう。この修道院のかたわらに、おそらくは十世紀半ばくらい、徐々に一つの小集落、すなわち bourg St-Wandrille が形成されてきた。ブルは小教区教会 St-Michel をもっているが、この教会並びに十分の一税は、ブルとともに修道院に帰属した。修道院はまたブルの(裁判、市、市場、慣習法)に関する権利、建築用材や薪を近隣の森で伐る権利をもっていた。ところで、商業上の観点からすると、セーヌ川に臨むその位置からいっても、このブルよりいっそう重要なのは Caudebec であって、修道院は何らかの方法でその所有権を確保し、Caudebec の土地、教会、十分の一税、裁判権ばかりでなく、その港や市場をも所有した。そこで注目されるのは、この市場は一一三〇年頃、前述の bourg St-Wandrille から Caudebec に移転されたものであったことである。⁽⁸³⁾ こうしてサン・ヴァンドリルのブルは背景に退いてしまう。一方、ジュミエージュ(Jumièges)の場合は、そのブルが確認できるのは一二二〇年頃になってからである、このような事実、十一・二世紀の修道院がブルの所有を重視したことが対照的である。つまり、ブルと修道院関係は、ノルマンディでは第二次修道制度普及活動と密接なかわりをもっていたこと、換言すれば、キリスト教再征服運動は、とりわけ公領の西半分の開拓政策と不可分に結びついていたことを示すものである。

B 城砦ブル 城の附属集落としてのブルの形成は、十一世紀末頃から公領の西部・南部国境地帯を中心に史料にあらわれはじめ。最初の史料として指摘できるのは、Mortain 伯ロベール(Robert)の領有になる Telleur 並びに St-Hilaire の城砦ブルである。Mortain 伯は Eyreux 伯などと共に、流血裁判権を所有し、ノルマンディ公

の法令においても、司教たちのあと、大バロン層の真先に署名するような有力な貴族であった。この点はすでにハスキンス (Ch. H. Haskins) によって指摘されているが、十一世紀におけるこの伯領の形成については、ブウサール (J. Bousard) の個別研究によってあきらかにされた。⁽⁹³⁾ それによると、一〇二〇年頃、その存在が確認される Mortain 伯領は、ノルマンディ公リシャール一世の孫にあたる Guerlenc が領有していた。したがってこの伯領の形成は、ロベール・ル・マニフィークの治下、ノルマンディ公とブルターニュ公との戦争の末期にあたり、この時期に二つの公領の国境が *conesnon* 川によって決定的に確立された。ところが Guerlenc は十一世紀中頃、コタンタンとブサンのバロン層の反乱に連座して失脚し、伯領は没収される。その後ギョーム庶子公は、この伯領をあらためて彼の異母兄弟のロベール (Robert) にあたえている。次の二つの史料は何れもこのロベールの時代のものである。

【史料14】 ((Additit preterea Willelmus comes ad decantum in theloneo Tellioli XL solidos cenomensium et in eodem castro III burgenses...)) 1082, Archives Nationales (cit., J. Bousard)⁽⁹⁴⁾

【史料15】 ((Hec possidebant monachi ante constructionem castri, sed prefatus comes solute et libere terram illis concessit habere ut castellum suum eorum construeret concessionem, et nomen castri vocatur nomine sancti Hilarii; et unicuique burgensi dabunt monachi terre unam virgam ad inhabitandum, qui ibi sunt vel hospitandi sunt.)) 1083, *Chartes de Saint-Benoît-sur-Loire*, t. I, n. 92.⁽⁹⁵⁾

史料14は、一〇八二年、Mortain 伯ロベールが、征服王ギョームの同意のもとで、Mortain の僧会教会 (St. Evroult) を建設し、これに豊かな聖職禄をあたえたときの文書の一節である。伯は同僧院長に、Telleur (第3図の24) の市場税については四〇ソリドゥスのサンスを、またその城 (castrum) については三人のブルジョアを寄進

した、という内容のもので、あきらかに城とブールの結合関係が示されている。

史料15は、翌一〇八三年、同じく Mortain 伯ロベールによる Saint-Benoît-sur-Loire への寄進文書の一部である。大意は、castrum の建設に先立って St.-Benoît-sur-Loire の修道士たちが占有していた土地を、伯(ロベール)は彼の城に、修道士たちの会合の場を設けるため、彼らに譲渡した。この castrum は St. Hilaire (第3図の25)の名で呼ばれ、また修道士たちは居住や宿泊のためのあらたな土地を、あるブルジョアに負った、というものである。ここでも castrum の建設と、そこにおける最初のブルジョアの存在が認められる。

このような城とブールの一致は、ノルマンディ公領の南西部国境の守備を固めるために、公のイニシアティブのもとに建設された多くのシャトオ、たとえば Pontorson, Saint-James, Moulins-la-Marche, Verneuil, Tillières, Nonancourt (第3図の26~31参照) に関して認められる。このことは Mortain 伯と同様な大ベロン家 (Aleuçon 伯家、Montgommery 家、Giroie 家など)⁽³⁸⁾、またそれよりも格の下った中流の領主たちについても認められる。ここでは la Ferté-Macé と St.-Jean le Thomas (第3図の40と32) の二例をあけておく。

【史料15】《...et ibi totam mansuram et omnia prata Archieri, libera et sine aliqua consuetudine a me retenta, et totam decimam predicti furmi, et insuper totam decimam omnium furnorum qui ab illo die in autem edificarentur in toto castello meo et in omnibus burgis circa castellum facitis,...concessi.》1093, *Chartes et Pièces concernant Guillaume III*. (cit., J. Appert et P. Bernier)⁽³⁹⁾

【史料17】《...totum nemus (Bivie) consumpsit ad edificationem castris sui et burgensium suorum.》*Cartulaire du Mont-Saint-Michel*, Bibl. Avranché, ms, 210, fol. 107 v° (cit., L. Musset)⁽⁴⁰⁾

史料16について。La Ferté-Macé の領主 Guillaume は、おそらく一〇九三年、トゥールの St.-Julien 修道院の宿坊に巡礼として投宿したさい、同修道院へ再度の寄進を行い、先に寄進した彼の領地にある Archer のウィラ並びに牧地を、それらに対する慣習法上の諸賦課を自らに留保することなく譲渡し、そしてかまどに対する完全な十分の一税に、「彼が今後自己の城の中にであれ、あるいは城のまわりにつくられるすべてのブルルの中にであれ、建造されるすべてのかまどに対する課税」を寄進に加えることを約束した。この史料には、かまどの他に、水車、市場、市などに対する課税権についても言及しており、これらのブルルの建設については、史料14の場合と同様、都市的機能をともしることが期待されていたように思われる。

史料17は、モン・サン・シッシェルの修道士たちの仇敵 Thomas de Saint-Jean についての記録で、十二世紀初頭のもの。「トマは彼の城と彼のブルルを建設するために、森の木をすっかり伐りとった」という意味である。これは二流の領主が一流の貴族の地位に上昇することを求めて、シャトオとブルルを一挙に建設しようとしたケースである。

以上のような城とブルルの結合は、単純な共存関係ではなく、緊密な相互依存の関係にあった。この点をはっきり示しているのは Argenchy (パニー近傍、第3図の33) のブルジョアに関する十一世紀中頃の史料である。

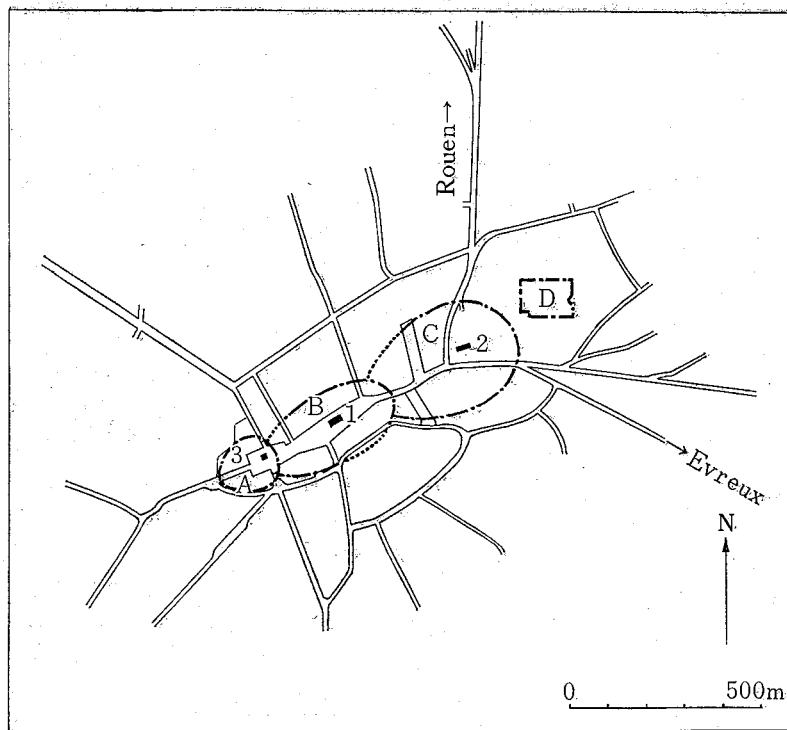
【史料21】(Ego Willielmus comes hanc predictam donationem firmam et liberam ab omnibus consuetudinibus meis esse concedo, et in manu mea ita retineo ut non operentur alicubi nec summoveantur nisi cum burgensibus meis de Argenchieo.)) 1035-1066, *Acts des ducs de Normandie*, n. 167.

この史料は Lessay の領主 Tustinus Haudub (公名 Turstin Haldup) によって Cerisy の St.-Vigor 修道院に対して
北大文学部紀要

してなされた寄進の確認状の一節である。この引用文の前で、ギョーム庶子公によって確認された寄進の内容として、Marcei, Val, Cordey, Flaugny にある領主 Justinus の所領、並びに Créances における塩田、森林における採薪権が記されている。その上で、庶子公は、彼の手に確保されたあらゆる慣習法上の権利から、これらの譲渡地を免除し、「修道院に属する人びとが、Argentum のブルジョアが自らそうする場合を除いて、軍役に召集されないように」明確に規定している。この史料から、ブルの住民は、彼らが少くも世俗領主に属する限り、軍役に従事していたことが逆推される。換言すれば、ブルジョアの安全はシャトオによって保証されるが、一方ブルはシャトオの守備隊を補給する役割を担った、と考えることができる。

以上、修道院ブルと城砦ブルについて検討してきた結果、ブルは、精神的保護を象徴する修道院、軍事的保護を象徴する城、この両者によって補完され、保護された植民集落であることが確認されよう。修道院（又は教会）、城、ブルの三位一体的な関係についての典型的な例としては、L・ミユッセの個別研究になるバニュー司教領の Plessis-Grimout⁽⁴²⁾（第3図の22）、並びに、Orderic Vital の教会史から引用される先述の Auffay (Isnelvilla) のケースなどをあげることができる。ここでは、十四世紀に都市的集落として再建された Le Neubourg の「古いブル」（vetus burgus）について、A・プレーヌ（A. Plaise）の研究から指摘しておこう。第7図を参照すれば明らかのように、古い Le Neubourg は二つの楕円形のブルの接合した形をしており、一つは bourg Saint-Paul（商業集落的機能も果していた）で、他は bourg Saint-Jean であった。そしてこの二つのブルはそれぞれ先端部を城で保護されており、城とブルは緊密な一体を形成していた。⁽⁴³⁾ ここにも、城と教会による「保護された植民」（L・ミユッセ）の一例を認めざるを得ないであろう。

第7図 Neubourg の発展



- A Château féodal
- B Bourg Saint-Paul
- C Bourg Saint-Jean
- (Dは旧城趾)
- 1 Eglise St-Pierre-et-St-Paul
- 2 Eglise Saint-Jean-Baptiste
- 3 Donjon

--- 古い城の痕跡(1869年まで見られた)

(資料: A. Plaisse, *La baronnie du Neubourg*, 1961, p. 24)

出

- (一) J. Schneider, *Les origines des chartes de franchises dans le Royaume de France (XI^e-XII^e siècles)* (*Les libertés urbaines et rurales du XI^e au XIV^e siècle*), Bruxelles, 1968, p. 39.
- (二) É. Lesne, *Histoire de la propriété ecclésiastique en France*, t. VI. *Les églises et les monastères, centre d'accueil, d'exploitation et de peuplement*, 1943, p. 394, pp. 392-93.
- (三) この史料は *Charte de Cormery*, X. 23 に拠るもので、トウールの ((in burgo sancti Maritini)) に位置する二つのマンズの交換に関する記録である。シャルル禿頭王の詔書にも、このブールについての記載がある。 *Actes de Charles le Chauve* (éd., G. Tessier), t. I, p. 225. また 898-923 のシャルル単純王の文書は、トウールのしまーつのブール ((burgus jamdictae urbis Turonicae)) の存在を示している。 *Actes de Charles III le Simple* (éd., Ph. Lauer), p. 14.
- (四) 八五五年、シャルル禿頭王は Saint-Sulpice の修道士に Bourges のシテのブール全体 ((totum burgum in civitate Biturica)) を寄進した。 *Actes de Charles le Chauve*, t. I, p. 478. ちなみにこのブールはあくまでシテの中ではなく、シテの suburbium の中に、そして St. Surpice 修道院

を核として形成された。

- (五) 九二四年八月二三日、Folculfus 其は、『アンジエ (Angers) のキウイタスの城壁のかたわらに、この城壁から遠くはないアンジエのブールの後方にあるわが自有地 (prope muros Andecavis civitate.....alodus noster infra burgum Andecavensium non longe a muros prescripto)』と記してゐる。 *Cartulaire de Saint-Aubin d'Angers* (éd., B de Broussillon), t. I, n°. 36, p. 59.
- (六) 九二三年、ラウール王はピメイ (puy) の司教に『この教会に隣接したブールの全体 (omnem burgum ipsius ecclesiae adjacentum)』を譲渡した。その際、かつては伯に属してゐたすべてのもの、市、市場税、貨幣、ブールの土地や家をふくめ、その支配管区全体を寄進した。 *Actes de Lothaire et de Louis V* (éd., L. Halphen et F. Lot), 5, p. 12.
- (七) 九八九年、ランス大司教 Arnoul は、St.-Remi の修道士に、このシテの ((suburbium))——それはブルグムと呼ばれた ((quod burgum vocant))——を、居酒屋、かまど、市場、パン、肉屋、及びこの ((burgus)) に属するすべてのものと共に寄進した。 Marlot, *Hist. de Reims*, III, 692. (cit., L. Musset)
- (八) 九九四年、リヨン大司教 Burchard の司会のもとで集会し

た司教會議は、クリュニー修道院に、その諸教会と ((burgum ejusdem sancti loci)) を確認している。 *Recueil des Chartes de l'abbaye de Cluny* (éd., A. Bruel), t. III, p. 386.

- (9) É. Lesne, op. cit., p. 393, 396. ((vicus sancti Remigii)) の場合はヴィラの直領地を形成したが、vicus や burgus はヴィラないし領主直領地 (curtis dominica) と混同されることは限らない。トゥールの St.-Martin のアールやアラースの St.-Vaast のヴィグスのように、シテ郊外の修道院集落は、その固有の性格を長期にわたって維持した。

- (10) シャルル単純王によるトゥールのカテドラルへの寄進文書 (九世紀末か一〇世紀はじめ)。王は Touraine の Huismes を、そのすべての附屬物——それらはこの村のアールの中にであれ、その他のすべての土地においてであれ、ロベール伯が封として所有してゐる限りのもの ((quantumque Robertus comes in sua manu habebat, tam in burgo quam in omnibus omnino locis...))——と共に寄進した。 *Recueil des Actes de Charles III le Simple* (éd., Ph. Lauer), n°. 123, pp. 290-91.

- (11) J. Schneider, op. cit., pp. 40-41.

- (12) *Recueil des Actes des ducs de Normandie* (911-1066), (éd., M. Fauroux), 1961, pp. 74-76.

- (13) *Ibid.*, p. 123.

- (14) *Recueil des Actes des comtes de Pontieu* (1027-1279) (éd., C. Brunel), Collection de Documents Inédits, 1930, pp. 67-69.

- (15) *Ibid.*, pp. 81-82.

- (16) M. Fauroux, *Recueil...*, p. 248.

- (17) Bayeux に関する L. Musset, *Peuplement en bourgage et bourgs ruraux...*, p. 184. “ニヤセに云れば、クニーの civitas の住民は burgenses の呼称が適用されるのは一三四〇年とされる。” 尚、 *Recherches sur Bayeux, de l'époque franque au XI^e siècle* ((*Rev. histor. de droit fr. et étr.*)), 1958, p. 620-621 (résumé). 並びに、 *Documents de l'histoire de la Normandie*, Toulouse, 1972, pp. 87-89. 参照。

- (18) M. Fauroux, *Recueil...*, p. 130.

- (19) H. Legras, *Le bourgage de Caen, tenure à cens et tenure à rente (XI-XV^e siècles)*, Paris, 1911. pp. 36-39.

- (20) L. Musset, *Peuplement en bourgage et bourgs ruraux...*, p. 184 (n. 61). 同、 Avranches の近郊には Ponts-sous-Avranches と ((burgus Pontis)) があつた。また Orderic Vital とすれば (t. V, p. 63.)、不在司教都市 Exmes には、一三三四年頃、*avéne* のアールがあつた。

- (21) M. Fauroux, *Recueil...*, p. 225.

- (22) *Arrêts de l'Echiquier de Normandie* (éd., L. Delisle),

p. 37.

- (23) R. Génestal, op. cit., p. 117 et n. 2.
- (24) + | 半羅ノノノ半' Rouen, Brionne, Conches, Préaux, Dives-sur-Mer, Cambremer, Argences, Caen, Condé-sur-Noireau, Saultchevreuil, Sées 〇 | | 〇' + | | 半羅ノノノ半' Fécamp, Saint-Pierre-sur-Dives, Barfleur, Exmes, Évreux, Lisieux, Falaise 〇 半〇 (L. Musset, op. cit., p. 185, n. 68, n. 69.)
- (25) M. Fauroux, Recueil..., p. 425.
- (26) ノノ半羅ノノノ半' M. de Bouïard, La Normandie ducale ((*Histoire de la Normandie*)), 1970, pp. 179-180; L. Musset, Les domaines..., p. 45. ノノ半羅
- (27) Vital de Savigny ノノ半羅ノノノ半' *Document de l'histoire de la Normandie*, pp. 131-134. 〇 史家参照
- (28) M. Fauroux, *Recueil*,..., p. 364. ノノ半' ノノ史家半' Ch. H. Haskins, *Norman Institutions*, 1918 (Republish, 1960), New York, p. 29, n. 109. ノノ史家半' ノノ半
- (29) Orderic Vital (éd., Le prévost), t. III, pp. 39-42.
- (30) L. Musset, peuplement..., p. 187.
- (31) É. Lesne, op. cit., pp. 393-394.
- (32) Orderic Vital (éd., Le prévost), t. II, p. 60.
- (33) F. Lot, *Études sur l'abbaye de Saint-Wandrille*, Paris,

1913, pp. 66-67.

- (34) Ch. H. Haskins, *op. cit.*, p. 29, p. 54.
- (35) J. Boussard, *Le Comté de Mortain au XI^e siècle ((Le Moyen Age))*, 1952, pp. 253-279.
- (36) Ibid, p. 260. なおこの史料の原典は消失し、フイリッパ六世時代のがなり不完全な転写版 (Archives Nationales に保存) が、L. Delisle の校訂によって満足すべき状態に改正された。
- (37) *Recueil des Chartes de l'abbaye de Saint-Benoît-sur-Loire* (éd., Prou et Vidier), Paris, 1904, t. I, p. 241.
- (38) Alençon 伯家が Alençon や Saint-Nicolas-de-Vignats (Falaise の近へ) に、また Montgommery 家が Argentan 附近の La Courbe やカーン平野の Saint-Sylvain にシェンオとブールを同時に所有していたケースが知られている。
- L. Musset, *La mise en valeur de la forêt de Gouffern au moyen âge et le bourg rural de Saint-Nicolas de Vignats ((Bull. Soc. Antiq. Normandie))*, t. LII, 1952/54, pp. 223-248. 参照。
- (39) J. Apport et P. Bernier, *Essai sur le prieuré et la baronnie de la Ferté-Macé ((Revue Catholique Normandie))*, 1, 1891-92, pp. 277-278.
- (40) L. Musset, *Peuplement...*, p. 189.

(41) M. Fauroux, *Recueil*..., p. 359.

(42) L. Musset, L'abbaye de Saint-Étienne du Plessis-Grignon
moult (*Art de Basse-Normandie*), n.º 27, pp. 9-16.

(43) A. Plaisse, *La baronnie du Neubourg. Essai d'histoire
agraire, économique, et sociale*, Paris, 1961, pp. 21-28.

三 西ノルマンディの農業植民とブール

農村ブールのカテゴリについては、ノルマンディ西部の農業植民との関係が主要な課題になるが、その場合、カーン平野部とボカージュ地方のような土地制度の相異(第2図参照)は無視できない。そこで本章では、この両地方のおのおのについて、そこに形成された農村ブールの意義を検討することにした。

(1) カーン平野部

十一世紀中葉から十二世紀にかけて、リール川流域からオルヌ川流域の中部ノルマンディに達した農村ブールは、先ず肥沃なカーン平野部を占拠した。しかし、ここでのブールの建設は、決して開墾によってあらたな耕地をかくとくすることが目的であったのではない。何故なら、十一世紀にすでにここでは古いヴィラの分布はかなり稠密であり、また各ヴィラの面積はしばしば五〇〇ヘクタール以下に減少しつつある状態で、あらたな開拓地を建設する余地はほとんどなかった。⁽¹⁾それ故、領主はブールのために分けあたえることのできる土地としては直営地(dominicum)しかなかった。⁽²⁾当時、農耕賦役の衰退によって直営地経営が困難になりつつあった土地領主は、一般に全村落領域に分散していた直営地を、時には保有地(vassories, villainages, bordages)と交換したり、あるいは稀にはあるが、保有地を買収したりして、凝集した小集落であるブールの立地を確保せざるを得なかった。⁽³⁾

【史料19】《In Cadomo emit comitissa de Walerranno filio Rannulfi monetarii terram unius carruce》*Cartul. Trinité*, fol. 11.
(cit., H. Legras)^(*)

カーンの二つの修道院アールの立地として、ギヨーム公と妃マチルドは、その土地の一部を、この地の小土地領主からしばしば買収しており、この史料はそのうちラ・トリニテ女子修道院アールの形成に関するものである。すなわち、カーンにおいて、公妃マチルドは Rannulfus の息子 Walerannus から、一カルカ（重量有輪犁）で耕作し得る土地面積を貨幣で購入した、というものである。

これよりも、明確に農村的アールについて、その立地が領主直領地の一部であることを立証できる史料としては、次の二つのケースを指摘しておこう。

【史料20】《.....quam terram habemus excambiatam de propriis culturis nostris et de terra villanorum nostrorum erga Rotbertum nostrum baronem de Belfou.》*Cartul. de Troarn*, fol. 45.⁽⁵⁾

【史料21】《Item ex dono Rabelli camerarii in Noinon totam terram quam habebat in suo dominio apud Mansum Odonis ultra Divam ex parte ejusdem ecclesie..., et hospitari burgenses in tota terra sua libere et quiete, exceptis burgensibus residentibus in Manso Odonis.》1156-1161, *Actes de Henri II*, t. I, n°. 169.⁽⁶⁾

史料20は Varaville（カルヴァドス県、トロアール地区、第3図の35）において、Évreux伯ギヨーム（Guillaume）が十二世紀はじめ頃、Troarn 修道院に、St.-Germain 教会の近くにあるこのアールの土地を、その教区民と共に、あたえた文書の一節で、これによって、この土地は伯のタイラの直営地（*propriis culturis nostris*）、並びにヴァイン保有地と交換に、Belfou の伯の家臣^{家臣} Rotbertus なる人物より所有した土地であることが確認される。

史料21は、Mézidon (カルヴァドス県、ディヴ川流域、第3図の21)のブルルに関する十二世紀中頃の文書である。ケンリー二世の財務官(Camerarius) Rabel が Sainte-Barbe-en-Auge の教会参事会員に、ディヴ川の Mézidon (Mansum Odonis) の附近の彼の領地に、彼が所有しているすべての土地、並びにこの土地に自由に平和に居住しているブルジョアを (Mézidon に居留しているブルジョアを除いて) 寄進する、という趣旨のものである。

その他、Carpiguet (オルヌ流域、カーン市西方、第3図の36) のブルルに関して、カーンのラ・トリニテ女子修道院の一貧子帳 (censier) は、直管地 (dominicum) の犠牲においてなされた譲渡を列記した上で、次のように証言している。『そしてゆがにしばしばブルルを建設するために (直管地が) 交換された (et super plus fuit exambiatum pro burgo faciendo)』——⁽⁷⁾。

ところで、カラビー (R. Carabie) は、この Carpiguet のブルルにおけるブルガージュ土地保有の条件について考察し、その年間地代負担額が、定量の賃貸借地 (bail à ferme) のそれと同額であることから、ブルガージュは、ノルマンディでは早くも十三世紀に普及する定量小作 (fermage) を予告するものである、と主張している。⁽⁸⁾ その際、彼の論拠になったのが十二世紀末の次の史料である。

【史料22】 a (In novo burgo, XLII sextaria III quarteria frumenti, LXXXVI gallinas, DCCC et XL ova) Cart. Trinité de Caen, B. N. Ms. latin, fol. 63 v° 』 (Ibidem virgata terre locanda est que valet I minam frumenti) Ibid., fol. 63 r°

史料22の a かぶ、Carpiguet の (novus burgus) における年貢租は全体として、四二と四分の三セティエ (setiers) の小麦、八六羽のめんどり、並びに八四〇箇の卵であったことが知られる。このブルルの面積はおよそ二二アークル

(acres)であるから、アークルあたりの負担額は、一セタイエの小麦、並びに四羽のめんどりと四〇箇の卵という計算になる。一方、史料のりから、このブール内の一ヴェルジエ (vergée およそ四分の一アークル) の定量小作地 (それは実際には空地になっている) は一ミース (mine およそ二分の一セタイエ) の小麦で賃貸されたことが確認される。セタイエやミースの容積は地方的偏差を免れがたいが、普通前者はおよそ一五六リットル、後者は七八リットルであるから、一セタイエは一ミースに相当する。したがってこの定量小作の条件をアークルあたりに換算すれば、およそ一セタイエの小麦の借地料となり、ブルガージュの保有条件と等しくなる。この点からして、ブルガージュ土地保有は、領主直領地における^{フュミヤージュ}定量小作制への切替の先導的試行形態であつたと考えることができるであらう。この場合、面積に比例した地代額の計算が可能なのは、相互に等しい土地保有規模という古い慣行が維持されているからに他ならない。この点に関連してなおいくつかの史料をあげておこう。

【史料23】 Le bourg de Perriers-sur-Andelle. ((Item ledit Colet (de la Ruele) tient I mesure par borgage et en rent VI d. as quatre festes Notre Dame de bordage et XII d. de cenx à la Saint-Michel et servise de fein et touz les servises qui a borgage apartieunent.....Guillaume Evroin tient I mesure par borgage et un rent I pain a Noel et IIII eux a Pasques por talle deu bois et XII d. de borgage as quatre festes Notre Dame et Id. a ^(a)Penthecoste por la feire et l'aide de la porte de Lions et service de fein.)) 1291, *Le livre des jurés de Saint-Ouen de Rouen*.

【史料24】 Le bourg de Saint-Martin-des-Bois. ((Chescun borgeis doit XIIId. de rente a la Nativité Notre Dame et doit sommage II fois l'an de Saint-Martin deu Bosc au Mesnil-Ogier. Vez ci ceuls qui tiennent comme bourgeois, premièrement: Michiel de l'Orme tient III bourgages et demi, contenans chacun demi acre. Derechief il i a demi bourgage ou il a I four qui est en demaigne l'abbé. Derechief tient I bourgage contenant environ demi acre et rent les rentes et les servises desus diz.)) ⁽²⁾
Ibid.

【史料25】 Le bourg de Saint-Pierre-de-Semilly. ((Veschi les parties de la ferme de Saint-Pierre du chastel de Semilly:.....Le tenement du bourgage de Semilly. Les tenants paient de cescune XXId. et de cescune acre VId. de cenx pour toutes fseances et i a IIII xx XIII masures et demie et IIII xx et XIII acres et demie et sont les masures en baile du chastel et les acres jouste la ville.)) 1316, *Le livre pelut de la vicomté de Bayeux*.⁽²⁾

本章で直接検討の対象としている地域と時代からいって、最初にとりあげるべきものは、史料24の Saint-Martin-des-Bois のブール(カルヴァドス県、オルヌ川とディューヴ川の間、Argences のすぐ南方)である。この史料によって同ブールでは、十三世紀に、ブルガージュ土地保有は、一般に一経営単位あたり年間一二ドゥニエの貨幣地代、並びに年二度の馬車による運搬賦役 (St.-Martin-des-Bois から Mesnil-Oger まで約二八粒米) の義務が課せられていたことは明白である。この一二ドゥニエという貨幣地代の額については、史料23からも読みとれる。すなわち Perriers-sur-Andelle のブール(ヌール県とセーム・マリティーム県の境、ルーアンの東方)の場合がそれで、ここでは各ブルガージュ保有者毎に、各祭日についての負担額が具体的に記されている。すなわち、Colet 某の Saint-Michel の祭日、Eyroin 某の聖母の四祭日における地代として、何れも一二ドゥニエの義務が課されている。そして両者ともに「草刈の賦役 (service de fein)」が義務づけられており、後者は他に「伐木の義務」(talle deu bois)を負った。

次に十四世紀はじめの史料25における Saint-Pierre-de-Semilly のブール(マンシュ県、サン・ローのすぐ東方)についてであるが、ここでは一保有農あたり年間一二ドゥニエ、アールグルあたり六ドゥニエの貨幣地代を負担していたことが確認される。ところで、この場合一保有農が保有するブルガージュの規模は不明であるが、史料24の Michiel de

中世ノルマンディにおける『ブル』の分布とその意義

Orme の例のように、一ブルガージュ＝半アークルが通例であったとすれば、ここでも一ブルガージュあたり一二ドゥニエとなり、この数値はノルマンディにおけるブルガージュ土地保有の一般的＝平均的な地代負担額と云えるかもしれない。なお、ここでは固有のブル内の保有地のみが(«acres»)で、城から賃貸された保有地は(«masures»)で数えられており、両者はともに九三・五という数値をあたえられている。したがって実際の保有農の経営規模は acres の部分と masures の部分の結合したものと考えることができる。

このような史料の検証を通じて、とくに史料 22～24 から、中部ノルマンディの農村ブルにおいては、一方で古い領主制的諸負担が衰退しながらも完全には消滅せず、運搬や草刈などの賦役が存続していたが、他方ではアークルあたりに換算される生産物、又は貨幣形態の地代が成立しており、来るべき定量ないし定額小作制への直営地経営の転換が予告されていた。とくに一つの経営単位につき一二ドゥニエという貨幣地代のケースが東部・中部・西部の各ブルに共通して見られることは、比較的軽微なブルガージュ土地保有の地代額が固定化されつつあること、したがってノルマンディ農村ブルの経済的先進性の局面が表現されている、と考えられる。とりわけ都市的ブルが早くから発展し、貨幣流通が農村地帯にも浸透したオート・ノルマンディでは、たとえばブレ(Bray)地方の Douvrend のブル(セーヌ・マリティーム県、ブレール川右岸)のように、十一世紀中頃に、早くも貨幣による貢租(decimam census butgensium)が出現していることが注目される⁽¹²⁾。前述のように、このような傾向が十二・三世紀にはしだいにバス・ノルマンディの農村地帯に波及していったと考えられよう(以上、第3図の a～d 参照)。

かくして、ノルマンディ農村、とりわけ古典荘園制が定着していた肥沃な平野部におけるブル形成の意義は、究局のところ、このブルガージュ土地保有の特殊な条件のなかに求められるであろう。ジエネスタルいろいろの研究であ

さらにされている私法上の特権、すなわち、保有地の個人的譲渡や相続の自由といった慣行もまた、この際あわせて想起されなければならない。⁽¹³⁾ まさに、このブルガージュ土地保有の柔軟な漸進的性格の中に、ノルマンディにおける直営地経営解体期の最初の社会的対応関係が凝縮的に表現されている。すなわち、土地領主にとってはブルルの創出こそが、この段階における直営地からの収益確保の手段となり、土地保有農（『ブルジョア』）にとっては土地保有条件を改善する好機となったのである。

(2) ボカーージュ地方

西ノルマンディの「ボカーージュ地方」と総称されている広大な灌木林地帯は、平野部とは異なり、まばらな古い定住地の周囲に、開墾をまつゆたかな林野があり、したがって、ブルルの創設は土地開拓運動の一段階として出現したのである。⁽¹⁴⁾ 換言すれば、ガロ・ローマないしフランク時代の定住形態たるヴィラ（それは Clécy のようにせいぜい一二マンスでいどの小規模なものでも、同じボカーージュ地方のブルターニュやメーヌについてラトゥーシュが描いたヴィラのイメージとは必ずしも一致しない）の創世期と、十二世紀から十四世紀にかけて繁殖するアモー（それは家族単位の個別定住に近い零細な部落で、その名称には語尾に *here* ないし *erie* がつく）の時代の間期、すなわち十一世紀末頃から十三世紀はじめ頃にかけての時期が、「ブルルの時代」に他ならなかった。そしてこれらのブルルは、多くの場合、やがて農村小教区の中心集落の地位を占めることになる。⁽¹⁵⁾

さて、ノルマンディ・ボカーージュ地方について知られる最古のブルルは、十一世紀後半モンゴメリー家の Roger 二世による Troarn のサン・マルタン修道院に対する第二の寄進文書によって知られる Etouvy のブルル（カルヴァドス県、第3図の37）である。

中世ノルマンディにおける『ブル』の分布とその意義

【史料2】 (Hugo Britto dedit decimam locius terre sue quam habebat in Filgeriis et decimam molendini et terram trium hospitium, et, in Stolvio, decimam thelonei et molendini et terram unius burgarii,) 1068, Troarn. (citt., R. N. Sauvage)⁽⁹⁾

Roger 二世 (史料では Regerius vicomes) が Troarn のサン・マルタン (Sancti Martini de Troarno) に対して確認した種々の寄進——その多くはこの時以前のものである——の中には、Hugues le Breton 某 (詳細不明) の寄進がふくまれていた。この史料で問題になるのは et, in Stolvio 以下の箇所で、これを訳すと「Etouvy に関しては、市場税と水車使用税 (ともに十分の一税)、並びに一人のブルジョアの土地」を譲渡した、ということになる。したがって、Etouvy のブルの起源は、単なる一領主 (Hugues le Breton) の建設にかかわるもので、城や修道院をもたない農村ブルであった、と考えられよう。ところで、このブルはその後六六一年たった一七二九年の史料 (*Memoire pour les religieux de Saint-Sever*, 1729) に「五ないし六戸の家から成るブル」として再現している⁽¹⁷⁾。十一世紀後半の他の一例として、領主 Raoul II Taisson なる人物による Fontenay 修道院 (カーン附近) に対する寄進文書で確認されている Rouverou のブル (オルヌ県、第3図の38) がある。それによると、「Rouverou の Saint-Marie 教会の半分と一アークルの土地と、同地における一人のブルジョア (burgarium)」、及びすべての彼の coutumes」を、彼の最初の寄進に追加した。この史料の正確な年代は不詳であるが、十一世紀後半の早い時期と推定されている⁽¹⁸⁾。なおこのブルについての後世の史料はないが、その規模は Etouvy の場合と大差なかったようである。

以上の二つの開墾系ブルは、まだボカージュ地方の周辺部にとどまっている。これに対し、十一世紀末、この地方の南部国境地帯に建設された城砦ブルの発展には注目すべきものがあつた。その顕著な例として、Mortain の

衛星ブールの役割を兼ねた Le Teilieu と St-Hilaire の二つのブールをすでに指摘した。ここではそれ以外の、Mortain 伯の居城に直接付属する衛星ブールについて検討しておこう。

【史料27】 ((et ubi (parochia sancti Ebrulf) suburbani comitis capient ligna, materiam et pasturam, et suburbani monachorum similiter)) 1082. (cit., Th. Courtaux)⁽²⁾

【史料28】 a ((et in Novo Burgo burgensem unum cum mansura sua...)) 1082. (cit., J. Bousard)⁽³⁾ b ((Ex dono Guillelmi Comitis, ipsum novum burgum Moretonii)) 1162. Bulle d'Alexandre III (Arch. Nationales, L 966 (10)) c ((Dimidiam plateam in burgo predicatorum monialium Moretoniensium)) 1235. (Arch. Nationales, L 973 (21))

史料27は Mortain 伯 Guillaume による Marmoutier 修道院に対する寄進文書(一〇八二)の一節で、Mortain 伯のブルジョア(suburbani comitis)や Marmoutier 修道院のブルジョア(suburbani monachorum)がともに近くの森で伐木権や放牧権を享有していたことを示している。したがって十一世紀後半頃、Mortain には二つのブールが存在していたことはあきらかであると云えよう。

史料28のaは、史料14で引用した Mortain の僧会教会 Saint-Evroult への伯の寄進文書の他の一節で、年代は史料27と同じ一〇八二年であるが、ここには、前述の bourg comtal や bourg monastique と区別される第三のブール、即ち Neufbourg が登場している。その意は、新ブール(Novo Burgo)に関しては、一人のブルジョアとその屋敷地(mansura)を寄進する、というものである。ところが、この新ブールは十二世紀に入ってから、伯ギヨームによって Savigny 修道院にあたえられていることが、bのアレキサンデル三世の教皇文書によって確認される。さらに十三世紀には、Mortain の Blanche 修道院にあたえられた第四のブールが出現しており、しかもこのブール

中世ノルマンディにおける『ブル』の分布とその意義

は上記の Savigny 修道院のブルの分解から生れたものと推定されるのであり、その根拠がcである。しかし、これらの新しいブルは、L・ミュッセの指摘によれば、史料27の二つのブルが都市的集落へ発展していったのに対し、小規模な農村集落としてとどまっていたようである。⁽²⁷⁾

なお、十二世紀における Mortain 伯領の他のブルとして、一二一四年、サヴィニー修道院の記録集 (Cartulaire de Savigny) の一史料の末尾に記された Le Touchet の一ブルジョア (burgensis de Thuscheto) の、証人としての存在から、Le Touchet のノートル・ダム寺院のブル (マンシュ県、第3図の41) を検証することができ⁽²⁸⁾。

一方十二世紀にヴィール (vire) 川をこえてボカージュ地方の中心部へ向った農村ブルの一例として、St-Sever のブル (カルヴァドス県、第3図の18) に関する史料をあげておきたい。

【史料29】《quem predicta ecclesia de eadem silva singulis in festo sancti Severi debet habere, et arbores ad loci edificia siue vias siue mortuas et burgenses mortuas arbores ad domorum constructionem...》1158, *Papsturkunden*. (cit., J. Ramackers)⁽²⁹⁾

この史料は、一一五八年、St-Sever のブルジョアに、彼らの家の建設にあたり、枯木を使用する権利を認めた教皇文書であり、これによって十二世紀半ばにはブルが存在していたことを確認できる。ところで、このブルについては、十五世紀から十八世紀にわたる多くの証書や訴訟記録がカルヴァドス県古文書館 (Archives du Calvados) に保管されており、そのうち、一七二九年の史料によると、ブルジョアたちは多くの場合、『住居や、その他の用にあてられる小屋、耕地、野菜畑、牧地など合計三四ないし三五エーカーの土地』をもっており、また『その土地の起伏は古いシャトオの痕跡をとどめた』とあり、さらにブルジョア各保有地毎に『保有地相続税、十三分の一税、その

他の貢租義務から免除され』ており、数ドゥニエの『貨幣地代 *rente censive*』を支払えばよかった。⁽²⁴⁾ もちろん、このような条件を中世のどの時点までさかのぼらせることができるのかは不明であるが、少くともこのブルはベネディクト派の修道院と結びついた「修道院ブル」であるとともに、アブランシュの vicomtes の古い城砦によって保護された「城砦ブル」でもあったことはあきらかであろう。

十三世紀に入ると、史料はいっそう豊かになり、あらたな建設にかかるブルとともに、それまで背景にかくれていた前代のブルについての記述が表面化してくる。十三世紀の建設であることが確認されるブルとしては、L'Épinay-le-Comte（オルヌ県、pasis 地区、第3図の42）のブルがあり、これについてはアモン（J. Hamon）の詳細な未刊行史料の注釈を参考にすることができる。

【史料26】 (*Philippus comes Bolonie edificaverat burgum quemdam in foresta de Passeio quam vocant Spinetum Comitibus juxta grangiam Domini Petri, que est dictorum abbatis et conventus.*) Arch. Nationales, L 969 (22). (cit., J. Hamon)⁽²⁵⁾

L'Épinay-le-Comte のパロワッスは、一二三三年後間もなく Domfront と Mortain の領主たるブローニュ伯 philippe Hurepel によって建設された。史料は伯と Savigny 修道院との間で行われた交換から、このブルが生れたいきざつを示す文書の一節である。その意は、「ブローニュ伯フィリップは Passis の森林の中に、L'Épinay-le-Comte と呼ばれたブルを建設させた。このブルは前記修道院長並びに宗団に属する Dompierre の grange の近くにある」というもので、このブルが Passis の森林の開墾によってできたことを示している。

この他、十三世紀の史料に初出するが、何れもそれ以前の建設になる七つのブルが検出されている。すなわち、

修道院を核とする Savigny のブール（一二三三——以下括弧内は史料に初出する年代）、城を核とする Vire（一二五二）と Domfront（一二三八）の両ブール（後者はコミューヌ都市でもある）、及びカテゴリーは不明であるが、St.-Symphorien（十三世紀はじめ）、Carrouges（一二一九）、Condé-sur-Noireau（一二三〇）、Ecouché（一二四九～六〇）がそれである（これらのブールの位置については、第3図の43～48参照）。

なお、十三世紀半ばをすぎると、ブルジョアの存在からブールの存在を類推することは困難になってくる。何故なら、かつてブールをもつことのなかったシテの住民も、勝手にブルジョアを自称するようになり、「ブルジョア」というタイトルは地誌的・法的身分よりも、一つの社会的階層をあらわす方向へ傾斜してゆくからである。

ここでは十四世紀以後の史料にはじめて登場してくるが、あきらかに言葉のテリトリアルな意味でのブールである La Carneille（オルヌ県、Athis 地区）と、Vassy（カルヴァドス県、Vire 地区）の両ブールについて、とりわけブルジョアの条件について補足的に検討しておこう。

【史料31】 ((Dans La Carneille, il y a foire qui se tient dans le bourg à Noël, le lendemain du jour et fête des Innocents et un marché qui se tient toutes les semaines de l'année au mardy seulement dans le dit bourg et lorsque il est fête au mardy ce marché se tient le mercredi ensuivant où le seigneur haut justicier a droit de lever la coutume, comme aussy le jour de la dite foire sur toutes les marchandises qui s'y vendent, de laquelle coutume il n'y a que les seuls bourgeois qui en soient exempts.)) 1690. (cit., Dr René Leroy⁽⁸⁾)

【史料32】 ((tous resséants sur icelle sont francs de guet au chasteau...de Vire et des rentes qui sont de leurs héritages situés en ladite bourgeoisie. Ils ne doivent à la dite baronnie [de vassy] que 4 deniers tournois par chaque contrat, qu'ils sont subjets⁽⁸⁾ de payer dedams 24 heures après que lesdits contrat est passé, lesdits 4 deniers en lieu du treizième.)) 1552. (cit. M. C. Cautru)

La Carnelle は、Harcourt 伯領の再興を命じたフランス王フィリップ六世の勅書（一三三八年）にはじめて出現する。しかし、このブルの中央に位置する城はかなり古い時代からのもので、封建時代の土丘の遺跡をとどめている。⁽²⁶⁾一六五三年、La Carnelle の領地は Ferrière 伯 Christophe de Hally の手に移り、以後一七一四年までその家系に所属する。史料 30 は、一六九〇年、Carnelle の裁判管轄区に属する baillage の国王代理官 Jean François Chancel が作製した調査書（これについてはルネ・ルロアの詳細な個別研究がある）の一部である。この史料は Carnelle のブルにおける定期市（クリスマス、その翌日、インノケンティウス諸教皇の祭日に開催）、並びに週市（毎週火曜、火曜が祭日にあたるときは水曜に開催）の存在を指摘し、これらの週市や定期市で売買される商品に対する高級裁判領主の課税権から免除されているのはブルジョアだけであったことを示している。

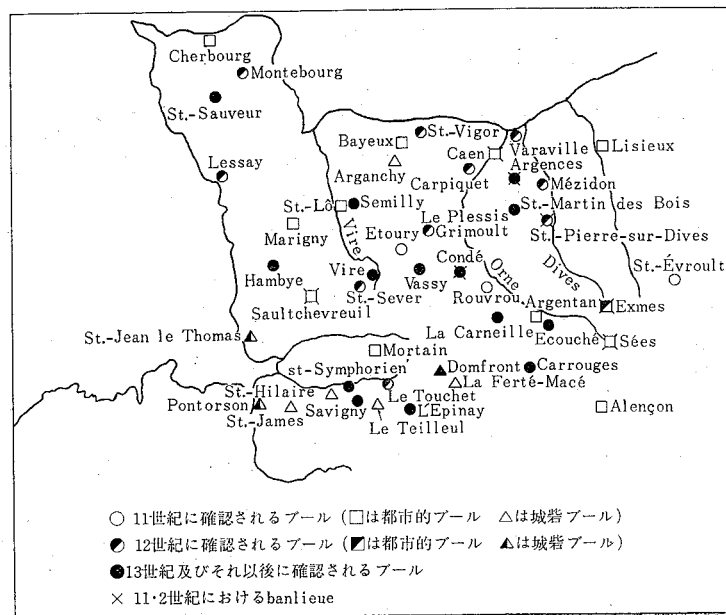
一方、Vassy の初期の領主たちは、ブルの住民の数を殖やそうとして、((droits de boutage)) とよばれる若干の特権を彼らにあたえ、職人や農民が容易に生産物を交換できるための広場をつくり、その後の Vassy の発展の基礎をつくった。史料 32 は、一五五二年四月三〇日、Philippe de Croquen の証言によって作製されたもので、「およそ九〇アークルの土地」をふくむこのブルの慣行を記している。この史料によれば、Vassy のブルジョアの条件は、他の保有農の条件と、少くも次の二つの点で異なっている。すなわち、(1)彼らは Vire の城における監視の義務から免除されていること、(2)彼らはこのバロニーにおいて、売却の場合に、価格の十三分の一の代りに、四ドゥニエートゥルノア (deniers tournois) しか義務づけられておらず、この四 d. t. は、売買契約の署名から二四時間以内に支払えばよかったこと。このようなブルジョアの条件は前述の La Carnelle の場合とよく似ている。

以上二つの史料に見られるブルジョアの特権が、何時頃から、どのような状況のもとでかくとくされたのかは不明である。それはともかく、少くともかなり古い時期、おそらくは公領時代の開墾運動に起源をもつこれらポカージュ

中世ノルマンディにおける『ブル』の分布とその意義

地方のブルが、十七・八世紀までおとろけき生命力をもって発展しつづけた足跡をここに推測することは可能であらう。

第8図 西ノルマンディの植民ブルの発展



本章で考察した西ノルマンディ^ペにおける農業植民の発展とブールの時代的分布の関係をまとめるにあたって、参考までに第8図を作製した。多くの場合、ブールは重複した性格をそなえているため、これをカテゴリー別に図示することはきわめて困難である。ドミナントな性格をどのように理解するかについて判断を保留せざるを得ないケースが多く、この分類を固定的にとらえてはならない。たとえば、Mortain や Alençon のブールはあきらかに都市的集落ではあるが、同時に城砦ブールとしての性格もそなえている。また、St-Pierre-sur-Dives については十二世紀に、Aligences や Condé については十三世紀に、それぞれ農業植民から生れたブールが確認されるとはいえ、十一・十二世紀には既に何れも barlieu が存在しており、これらのブールはむしろ都市的性格をそなえていたとも考えられる。さらに修道院を核とするブールは多くの場合同時に農業植民集落でもあるので、これを独立のカテゴリーとして定立することはほとんど不可能でもあり、無意味でもある。その他、この分布図に記載されているブールは、本稿で直接とりあげたブールに限定されているため、第3図で示したブールをすべて包括しているわけではなく、数量的には不完全である。

このような制約にもかかわらず、これによって、西ノルマンディのブールによる植民運動がたどったおおよその軌跡を巨視的にとらえることはできよう。すなわち、西ノルマンディの農業植民は十一世紀から十二世紀にかけて、まずディエヴ川流域からオルヌ川流域一帯の肥沃なカーン平野部に達するが、ボカージュ地方の中心部にはまだ及ばない。当時、この地方に存在したブールは、都市的ブールのカテゴリーに入るものか、あるいは公領西南国境地帯の軍事的防衛の必要から生まれた城砦ブールに限られていた。しかし、十三世紀に入ると、植民運動と結びついた農村ブールの分布は南へのび、St-Lô から Vire, Domfront をくぐり Alençon に至る線^①の周辺をおおひ、ボカージュ地方

中世ノルマンディにおける『ブル』の分布とその意義

の中心部を縦断する。

第3図をあわせて参照すればあきらかなように、全体としてボカージュ地方の農村ブルの分布密度は、もつと東北部のカーン平野部よりも稀薄であり、もつと南方のバ・メーヌ地方と比較してもおそらく同様であった、と思われる。⁽³⁰⁾けれども、ノルマンディ公領の農業植民史の意義をあきらかにするためには、この地方の農村ブルの研究をふるそかにするわけにはゆかない。何故なら、きわめて分散した定住地帯であるボカージュ地方では、城や修道院の周囲に密集した定住の小中心、すなわちブルが建設されることによって、はじめて農業構造の変革が可能になり、hameaux や écarts と対置される地方小共同体、農村小教区の中心集落がここに定着することになるからである。

注

- (1) L・ミユッセは、十一世紀初頭の史料によつて、ヴィラとパロワッス農村小教区の数を比較した。それによると、西ノルマンディの Cotentin と Avranchin では合計五五ヴィラに対し二八パロワッス、一方、中部の Cinglais と東部の Bernay では合計五一ヴィラに対し三六パロワッスという、相關関係になる。またヴィラ対パロワッスのそれぞれの平均面積は、西部では凡そ四五〇対九〇〇ヘクタール、中部では凡そ六〇〇対七五〇ヘクタールとなつてゐる。このような数値の近似性を信頼できるなら、カーン平野部ではボカージュ地方に比しパロワッスとヴィラは数量的にも面積的にも接近しており、したがつてパロワッス内に、そしてヴィラの外部に新しい集落を建設する余地はきわめて乏しかった、と云えよう。L・Musset, *Les domaines...*, pp. 55-56.
- (2) 前掲のミユッセ論文によれば、授封や小作化による領主直営地の解体は十二世紀には広汎に進行するとは云え、多くの所領は十一世紀にはかなりの直営地を保存しており、時にはヴィラの四分の一ないし三分の一にも達した。このような傾向は聖界所領（とくにシトー派修道会のグランジュ）において顕著であつたが、ときには俗界領においても認められた、とされる。Ibid., p. 59.
- (3) L. Musset, *Peuplement...*, p. 196.
- (4) H. Legras, op. cit., p. 36, n. (2)
- (5) Bibliothèque Nationale, lat. 10086, fol. 45 v°.

- (6) *Actes de Henri II* (éd., Delisle/Berger), t. I, p. 298.
- (7) *Cartulaire de la Trinité de Caen*, B. N., lat. 5650, fol. 62 v°
- (8) R. Carabie, *La propriété foncière...*, t. I, pp. 161-162.
- (9) L. Musset, *Peuplement...*, p. 207, textes IV, (a)
- (10) Ibid., textes IV, (b)
- (11) Ibid., textes V, (Bibl. Mun. Bayeux, ms. 3, fol. 49 r°)
- (12) この点については M. Fauroux, *Recueil*, n° 208, p. 397.
 ((apud Douvrenc decimam molendinorum meorum, et decimam telonei, et decimam census burgensium, et totam decimam estoblagii porcorum et herbagii ovium quas burgenses habuit, et duas guerbas hortorum burgensium, sive lini, sive ca...ene,...))
- (13) この点に関するノルマンディ史学の概略的動向については 前掲拙稿 (『展開』) 八二頁以下参照。
- (14) L. Musset, *peuplement...*, p. 193. によれば、中世ノルマンディにおける開墾・植民運動は *bourg*, *ville neuve*, *hameaux* という三段階に要約される。ただし、中間段階の *ヴィル・ヌーヴ* はノルマンディではかなり少なく、Henri I^{er} Beauclerc 時代の施療騎士団領 *villedieu-les-poêles* が具体例としてあげられているにとどまる。
- (15) L. Musset, *Recherches sur les bourgs et les bourgs*

- ruraux du bocage Normand* (*Le pays Bas-Normand*), t. 53, 1960, pp. 87-88. なお、-ière なら -erie の語尾をとる *hameaux* は、農村小教区の網目の中に点在する定住で、小教区集落に値するような存在に達することはあわめて稀であった。
- (16) R. N. Sauvage, *L'Abbaye de Saint-Martin de Troarn; au diocèse de Bayeux des origines au seizième siècle*, Caen, 1911, p. 350.
- (17) Archives du Calvados, H 7515 (cit., L. Musset, *Recherches*, p. 89.)
- (18) この文書の原典は消失し、十八世紀の謄訳によって知られている。Caen, coll. Mancel, ms. 120, n° 10. f° 13 v° et suiv. (cit., Ibid.)
- (19) Th. Courtaux, *Preuves pour servir à l'histoire de la Maison de Touchet* (1082-1802), Paris, 1906, p. 3.
- (20) J. Boussard, *Le comté de Mortain...*, p. 260.
- (21) L. Musset, *Recherches...*, p. 90.
- (22) この史料の原典は一九四四年に消失。なお、Archives du Calvados に保存されている (Ibid., p. 91; n. (18))
- (23) J. Ramackers, *Papsturkunden in Frankreich*, 2 Bd. Normandie, Göttingen, 1937, p. 187.
- (24) Archives du Calvados, H 7501, 7511, 7515

- (㉔) J. Hamon, L'Epinay-le-Comte (*Le Pays Bas-Normand*)
n°. 109, 1959. pp. 57-59.
- (㉕) いずれのブールの史料の典拠をあげておへ。St.-Symphorien; *Cartulaire de Montmorel* (éd. Dubosc), p. 146: Carrouges; *Cartulaire de St.-André en Gouffern*, Arch. du Calvados, H. 6510, f° 51, V°, n° 221: Condé-sur-Noireau; Archives Nationales, L 969 (2): Savigny; Arch. Nationales L 975 (28): Domfront; Arch. Nationales, L 969 (12): Vire; J. R. Strayer, *The administration of Normandy under Saint Louis*, Cambridge (Mass), 1932, p. 51: Ecouché; *Cartulaire de St.-André en Gouffern*, Arch. Calvados, H 6510, f° 102, nos 455 et 456
- (㉖) Dr. René Leroy, *Titres, Écritures, et Enseignements*

de la Vicomté, Châtellenie et Haute Justice de la Carneille, Neuilly-sur-Seine, 1945, p. 42.

- (㉗) M. C. Cautru, La baronnie de Vassy des origines jusqu'au XV^e siècle (*Bull. de la Soc. des Antiq. de Normandie*), t. LIV, 1957-58, p. 98.
- (㉘) La Carneille の城は Gine 川右岸のブールの中央に位置し、城で囲まれていた。城壁内の中庭は戦争の時には農民や家畜の避難場所となり、平和の時には家臣の集合場所となつた。(Dr. R. Leroy, op. cit., p. 11)。² 前述の史料にも (Il y avait autrefois un château assis dans le milieu du bourg) と記されている。
- (㉙) L. Musset, *Peuplement...*, p. 193; *Recherches...*, p. 94.

結 言

中世ノルマンディにおけるブールは、全体として、純都市的な集落と純農村的集落をその両極に析出しながらも、その多くは未分化で、立地条件や経済環境によって都市的な方向へも、あるいは農村的な方向へも傾斜し得る可能性をふくみ、それだけに流動的で過渡的な定住形態であつた、といえよう。しかし、何れの場合にも、城と修道院による「保護された植民」という基本性格においては変りはない。

本稿では、このような多義的・複合的な定住様式としてのブールを、その中のドミナントな要素、換言すればブー

ルがそれに附屬している古い定住核の種類によって、いちおう ((bourg suburbain)), ((bourg castral)), ((bourg monastique)), ((bourg rural)) の四カテゴリーに分類し、そのおのおの分布について多元的に、また能う限り実証的に検討する、という方法をとった。この方法は、一章において概略的に言及しておいたノルマンディ公領史のさまざまな局面、すなわち、政治的・軍事的・社会的・経済的・宗教的な諸局面の特質を、ブルルの発展という視角から具体的にとらえ直すという結果にもなった。本稿の主要部分をなす二章と三章が右の分析にあてられたが、その帰結として、一章においてあらかじめ提起しておいた全般的な見透しを、ほぼ完全に立証することができたと考える。ここであらためてそれを結論として要約すれば、次のようなことになる。

すなわち、都市的ブルルは早くも十一世紀に東部ノルマンディ、及び一部は北部海岸地方に出現し、一方、十一世紀後半から南西部国境地帯に城砦ブルルが設立され、そのあるものは都市的集落へ発展する。そしてこの頃から十二世紀にかけて、ノルマンディの中央部、とくにカーン平野部に、修道生活の復興と結びついて植民系の農村ブルルが増加してくるが、それはなおボカージュ地方の中心部にはいたらない。農村ブルルがもっと西へ、そしてもっと南へと延び、ほぼボカージュ地方の全域を、高い密度とは云えないまでも、カヴァーするのは、十二世紀後半から十三世紀にかけてであった。このような分布状況は、おそらく十三世紀に頂点に達するような人口増加の圧力、市場交易の活発化、そして領主直営地経営の解体などに示されるような経済的發展をその背景にもっていた。同時にそれは、封建フランスの中では異例的とも思われる権力の集中と公領の領域的統一、そしてそれを内実化するための宗教的・農業的な植民政策の進展ともふかく関連していた、と考えられる。

この場合、とくに記憶されなければならないのは、ブルルは既存の定住中心に附屬する二次的集落であって、決して

中世ノルマンディにおける『ブル』の分布とその意義

て「無からの創造」ではないということである。西北フランス、とくにメーヌ地方の開墾、植民運動について、もっぱら小所領と散居定住の支配的なボカージュ地方の農制との関連において、農村ブルの創造的役割を重視したラトウーシュ説は、この意味において、一面的と云わなければならない¹⁾。何故なら、ノルマンディの農村ブルは、平野部とボカージュ地方の農制の差異をこえて、広く一般に認められる現象であつたからである。換言すれば、ブルは古典荘園制が根を下した地方にも、それが根を下さなかつた地方にも等しく適合し得る柔軟な定住形態であつたのである。さらにノルマンディ公領では、十一世紀の半ばをすぎるとはや自由人しか存在せず、したがつて、人格的自由を求めてわざわざ遠方の森林や荒地を開墾するリスクを冒す必要は少しもなかつた。それ故、ブルの建設が人口増加に対応しているとは云つても、それは決して爆発的な現象ではなく、中部ノルマンディの平野部から南西ボカージュ地方へ向う徐々とした開墾の流れにそつた、むしろ控え目な植民運動にすぎなかつたのである。こうした点は、おそらくブルターニュやメーヌ地方と異つたノルマンディのオリジナルな性格を示すものといえよう。

本稿は、当面ノルマンディにおけるブルの分布と、それが表現している歴史的な意味を考察することに重点をおいており、ブルジョアやブルガージュの経済的・法的・社会的条件についての分析は決して充分とは云えない。とは云え、おそくとも十三世紀には、若干の領主制的な賦役義務の残存にもかかわらず、ブルガージュ土地保有は通常の農民保有地とは区別される有利な経済的条件、とりわけ定量ないし定額小作制への早熟的な移行を予告する地代の条件をかくとくしていたことは注目に価する。この点はほぼ立証することができたと思うが、このような経済的特権にもまして、とくにノルマンディにおいては、ブルガージュ土地保有の法的特権が重視されなければならぬ。それは教会や城がブルジョアに提供した精神的・軍事的安全とともに、過剰人口をブルに吸引するのに充分であつたと

思われる。⁽²⁾ 問題のこの最後の局面については、法的・社会的意味における「ブルジョア身分」の成立という観点から、稿をあらためて、比較史的な方法で再検討することを念願にしている。

注

(1) 農村ブルルに関するラトウーシュ説については一章の注

(30) 参照。

(2) ブルガージュの私法上の特権については、さし当り R. Génesal, *La tenure en Bourgage* における要約 (p. 120-128, 265-276) が出発点になる。ただ、こうした特権が、十三世紀以前にあらゆるブルルで実施されていたか、という点では疑問が残る。何故なら、不動産の売却の自由とか、遺産

の均分相続は、農民にとっては決して有利な条件とは考えられないからである。したがってブルガージュ土地保有の特権は、ミユッセが指摘しているように、おそらく *bourgs urbains* に固有のものであったと思われる (L. Musset, *Peuplement...*, p. 200)。このような観点は、ブルジョア身分の成立を考察するにあたって、無視できない前提条件となるであろう。

〔付記〕本稿は、日本西洋史学会第二四回大会（一九七四・五・一九、大阪大学）中世部会における筆者の報告「中世ノルマンディの『ブルル』の分布——ボカーージュ地方を中心として」を基礎に、それを大巾に加筆・改稿したものである。おわりに、本稿の作製にあたり、筆者のフランス留学中（一九七一一―七二）、直接・間接に筆者の質問にこたえられ、貴重な史料・文献の閲覧・収集について便宜をはかって下さったカーン大学のリュシアン・ミユッセ教授に、ここに厚く御礼申しあげたい。

（一九七四・七・一、成稿）